# 第三章　農村産業の展開と地主制

## 第一節　地租改正と農村の動向

**地租改正の実施**　維新政府は一方で対外的には欧米列強と対峙し、他方、国内的には幕末維新期に頻発した農民一揆を鎮圧し民衆支配を強めるため、各藩権力による個別領有構造の解体と全国統一支配の体制の創出をめざし、その財政的基盤確立のために「地租改正」を実施したのであった。

明治五（一八七二）年二月、政府は地租改正の前提として土地売買の自由を認め、ついで七月には従来の土地保有者に対して地券を交付してその所有権を認めるとともに地租徴収の便をはかった。

翌一八七三（明治六）年七月には地租改正条例が公布されたが、大阪府の改正事業は一八七四年一一月に着手され、一八七九（明治一二）年一一月には山林を除き終了したのであった。島上郡の場合は、一八七六（明治九）年頃から実施され翌一八七七年中には終了したようである。

「府県地租改正紀要」の中の「大阪府」の項によれば、土地の「地押ハ各村人民及区戸長総代人ノ手ニ止リ官吏ハ丈量ト同時ニ之ヲ検査」し、地租の賦課基準である地価を定めるための重要な一要素たる米麦価

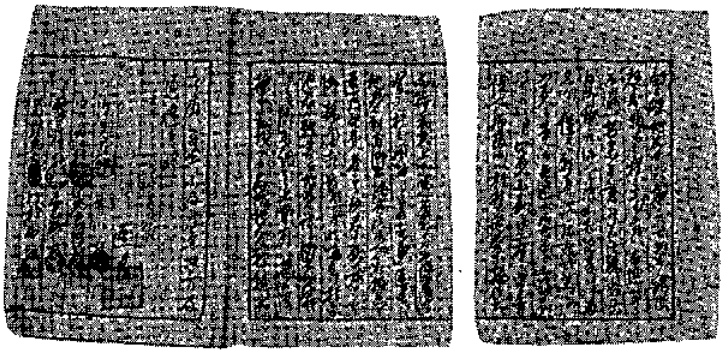

写258　地券願い方出張所設置の通達（中村(三)家文書）

は、大阪市街・川辺郡尼崎町・島上郡高槻町・同郡富田町の明治三（一八七〇）年以降五カ年間の時価を平均し、五円二七銭としたのであった。これは幕末期の摂津天領における相場決定方法を踏襲したもので、高槻町・富田町の場合は前代、堂島米市場に対する在方米市場が形成されていたのであり、先にあげた四カ所は郡部農村にくらべて相対的に高値地域であったといえる。

さらに「地味ノ善悪運搬耕作ノ便否水損旱害ノ厚薄其他」を斟酌して各村々の村位を確定し、村内の一筆ごとの地位は九等級と等外に区分するという方法で調査がすすめられた。また収穫量については「平年ノ穫量ニ基キ諸般ノ事状ヲ参酌シ先ツ全管平均上ノ反穫ヲ予定シ各村ノ等位ニ応シテ之ヲ配賦シ以テ其確実ナルヲ認定」する方法をとったが、この収穫量の問題こそ各地で紛糾を生じ、改正反対一揆の最大要因となったのであった。すなわち「全管平均上ノ反穫ヲ予定シ」とある「予定額」こそ政府が高額地租確保のための「目的額」として府県に内示されたものであり、末端の村々に強要され、「村請制」の形態をとり村々に受諾させようとしたものであったから、紛糾をみるのは当然であった。

**中畑村の地租改正**　現在本市域北部で当時は京都府所管の南桑田郡中畑村の「地租改正取り調べ日誌」㈠㈡〔近現代七六・七七〕中には一八七五（明治八）年九月より一八七七（同一〇）年八月にいたる間実施された改租事業の詳細な過程が記されているが、それによると土地丈量には村民中の「評価人」と「縄引」が戸長などとともに現地測量に従事し、碁盤目の用紙を使って正確な図面を写しとり、切絵図を作成していったことがわかる。そしてさらに収穫高を基礎とした土地の等級調査に際しては、各村ごとに「入札」により選出された三名程度の「老農人」が地味見分にあたったのであった。こうして作成された「地位等級表」の可否については、村民の投票によってその意志を問う形式がとられたが、「……地位等級取調投票方区戸長、評価人ヨリ篤与小前一統江演説有之候得共、何分小前ニ於テ者文盲・愚者ニテ相分リ不申候ニ付、投票難致……」（一八七六＝明治九年三月）という状態で、結局投票は実施されず、その後の等級表改正にともなう再度の投票にあたっても「……戸長、評価人、老農ゟ篤ト相噛し候得共、何分示談之上事ニ候間、投票不仕候間ト一同申答候ニ付、以来等級ニ而彼是

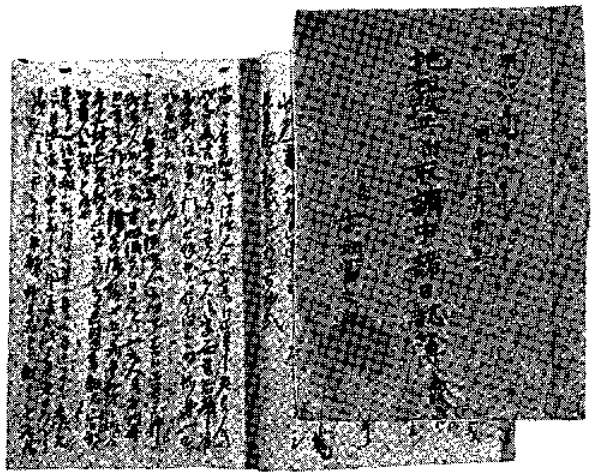

写259　地租改正取調べ日誌㈠（古畑家文書）

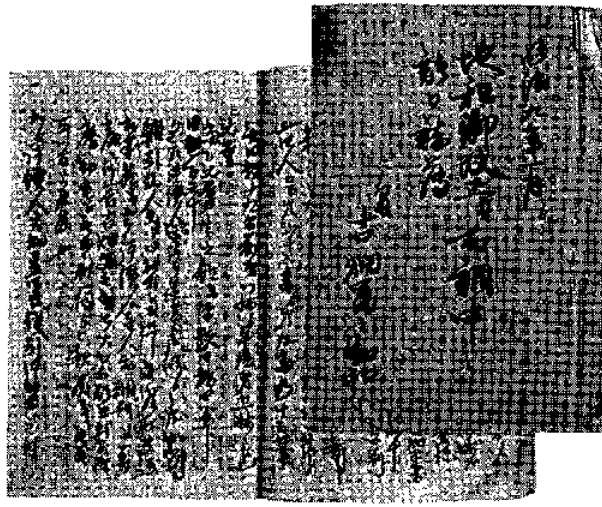

写260　地租改正取調べ日誌(古畑家文書)

不都合有之候而者大井ニ難渋之筋も有之候間、是非今朝投票致候様、種々申置候ハヽ、亦候戸長、老農之内ニ而取極候ニ聊異存無之旨申答候ニ付、一同承知之事故集会之上ニ而投票不仕取極申候也、……」(同年五月一日)という状況であり、このようなことはおそらく他地域でも同様だったと考えられるが、さらに同年七月二三日には「……京都府官員時山中属殿東掛校へ、地位、等級投票不致候ニ付、持地之者江御諭示し筋有之候ニ付御出張相成、第四区村々不残、同日午前第五時ニ戸長引纏メ一同小学校へ罷出候也……」ということで、当日の参加者・不参加者の名前を書き上げた上で、「……地位、等級投票不仕共決而異存無之……」旨を京都府槇村知事あて、書面提出するという念の入れ方であり、これらのことは前年以来の地租改正反対一揆のたかまりという全国情勢に対する思慮の反映とも見受けられるのである。ちなみに一八七六(明治九)年一二月には東の茨城県の真壁一揆、西の三重・愛知・岐阜・堺各県にまたがる大一揆の発生をみており、士族反乱の動向も急を告げるなかで明治政府の地租〇・五パーセント減租措置をみたのであった。

また、地価決定の際の有力要因となる収穫高については、村方では慎重な相談が行われており、一八七六（明治九）年六月二二日には「村中収穫米之儀ニ付寄合致申候処、概略五ケ年平均取上高、収穫物上等一等田地壱反歩ニ付米壱石三斗五升、九等下壱反歩ニ付米弐斗ト見込申候、……」とあり、同月三〇日には「……老農人古畑文右衛門・古畑儀右衛門・畑勘蔵、立会之者古畑半右衛門・中井儀兵衛・山口勘次郎・古畑半兵衛集議致、尤午前第八時ゟ午後第六時迄、過日集議之上取調候収穫地代金見込候処取消、猶亦年々改而取調候処、収穫米上壱反歩ニ付壱石五斗、下等下壱反歩ニ付弐斗五升斗、……」と修正され、さらに同年七月二四日には「……老農人、評価人集会致申候也、尤収獲米取調相談也、但一等上反別壱反歩ニ付収穫米壱石八斗五升五合宛、一等上ゟ降リ九等下ニ而三斗七升ト相成候様ニ取極申候也……」となり、八月二日には「評価人古畑万吉、郡惣代手元江収穫見込帳持参ニ而行、尤収穫米帳簿仕立者一等上壱反歩ニ付収穫米壱石六斗、夫ゟ六等迄一等ニ四升落リ六等ゟ九等下迄六升壱合落、留メ三斗八合也……」とあって、府知事あての文書中には「一田地村中平均　壱反歩ニ付　収穫米八斗四升弐合五夕六才……」となっていたのであった。そして、その後も収穫米についての協議や計算が続けられていったが、一八七六（明治九）年一二月一五日にいたり、区務所より収穫米見込書が村へ下付され、再調査が命ぜられるにおよび「……村中高持之分不残集議致申候処、右見込書平均田反米壱石四斗壱升……取極候ハヽ如何ニ候哉、談示候処、右見込之通聊異存無之候ニ付、右見込之通差出候様ニ一統承諾之上申之候間、弥右見込之通ニ而相極リ申候」ということで決着をみたのであるが、まさに天下り決定の様子をうかがわせるに充分であろう。

**地租改正の結果**　このようにして実施された改租の結果、反別は大いに増加した。前代の検地方式にもとづく税制下の免租地（朋引・旱損引・水損引など）が地租の賦課対象に組み入れられたり、あらたな丈量による地積の拡大などのためであった。府域全体で三一・八パーセント、摂津七郡で二七パーセント余の増加となり、「府県地租改正紀要」にある各郡ごとの「一村平均地租の最増数」にあたる島上郡三島江村の場合は、地租額で八二円七五銭八厘増とあり、これを反別にひきなおすと三町九反九畝二七歩増となり実に六七・四パーセント増となっていたのであった。もちろん、反別増必ずしも地租増に帰結するとは限らないが、政府の「旧来ノ歳入ヲ減ゼザル」徴税目標を完遂する方向へ機能したことはたしかであった。

また地租の賦課基準となった地価は、一八七六（明治九）年段階で全国的にみて大阪府は最高位を占め、特に摂津七郡の反当平均地価は田方で八五円五一銭一厘四毛と府下最高位で、そのうち島上・島下両郡は八四円八〇銭五厘（猪飼隆明「第一回帝国議会選挙と人民の闘争」所収「大日本全国明治九年地租改正収穫地価査定平均比較表」）となっていた（なお『明治前期財政経済史料集成』第七巻付録には摂津七郡は河内国高安郡につぐ府下二位とある）が、このような高地価が当時、受容されるようになった背景には次のような事情が伏在していたものと考えられる。

この後発生してくる地価修正運動に際して、各村々より官側へ提出した文書中に記載された主張の根拠説明中に「過ル明治九年地租御改正之節田地平均之収穫壱石九斗三升御達ニ相成候処当村ノ儀ハ実ニ無類ノ旱損地ニ御座候故前書収穫ニテハ現今ノ収穫ハ五ケ年ニテ爾後改正相成候間是非御受可致様厚ク御説諭ヲ蒙リ無拠御受仕置候」と「収穫引下ケ御願」（島下郡庄屋村、明治一四年一月一〇日）（「復刻東雲新聞」別巻、北崎豊二論文）（収録『摂津市史』五九九・六〇〇頁）にあり、地租改正条例第八章の「五ケ年地価据置」規定を自己に有利に恣意的に解釈して受諾したことが判

明するが、この規定は期限の近づいた一八八〇（明治一三）年になり一八八五（明治一八）年までの据え置きが政府により決定され、結局無視されてしまうこととなってしまったのであった。これらのことは改正条例のこの規定が政府による高額地租の強制に対する反発を拡散する上で有効であったことを示すとともに、反面地価修正運動をすすめる側にとって、政府に修正を迫る大きな論拠を提供することにもなったのであった。同様の効果をもたらした政府の施策として、ほかに一八七七（明治一〇）年の〇・五パーセント減租措置と、一種の免租地としての「仮称地」の設定「「東雲新聞」明治二一年九月二六日・二七日付」があった（なお、前掲猪飼隆明「第一回帝国議会と人民の闘争」によると、一八八九（明治二二）年の「島下上両郡地価引下ケ哀願ノ写」には両郡における「数百町」の同地の存在が挙げられているという）。同時に一八七六（明治九）年五月の政府による第六八号布告では「地租改正調査ニ臨ミ収穫地価適当ノ目的ヲ定メ、一郡一区内ニ就テ人民過半承服ノ場合ニ至ルモ、其一部分ノミ私見ヲ張リ承服セサル者アラハ、近傍類地等ノ比準ヲ取リ相当ノ地価ヲ定メ之ニ地券ヲ渡シ収税スヘシ。」とあり、反対派を抑圧・服従させることをも忘れていなかったのはもちろんであった。

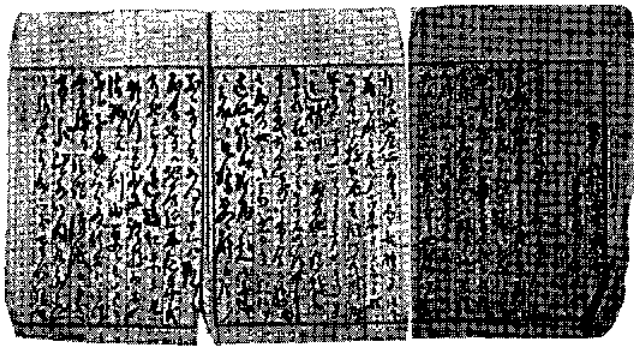

写261　阿武山官没山林の払下げ通達（郡家区有文書）

**虻山官没山林払下げ運動**　このような過程を経て、改租事業は山林を除き一八七九（明治一二）年末までは順調にすすんだが、入会山林についてはその後しばしば紛糾をみたのであった。その原因は政府の村持山林に対する官有地編入政策の強行であり、事実その結果多くの村持山林が官没に帰したのであった。高槻地方でも当時島上郡奈佐原・土室・氷室・郡家・塚原・岡本の六カ村の入会山であった虻山（阿武山）が一八八〇（明治一三）年一一月に「官有地編入」の通達がなされて以後、約二〇年間にわたる官没山林払下げ運動の執拗な展開がなされたのであり、幸いにしてこの運動は実りをあげて成功したが、このような成功例は全国的にみると少数であった〔近現代一七〕～一八二、および史料編Ⅳ「あとがき」参照〕。

地租改正には「租税改革」と「土地改革」の両面があったが、旧貢租水準の継承を前提とする高額地租確保を保障する前者の側面への従属的位置に後者

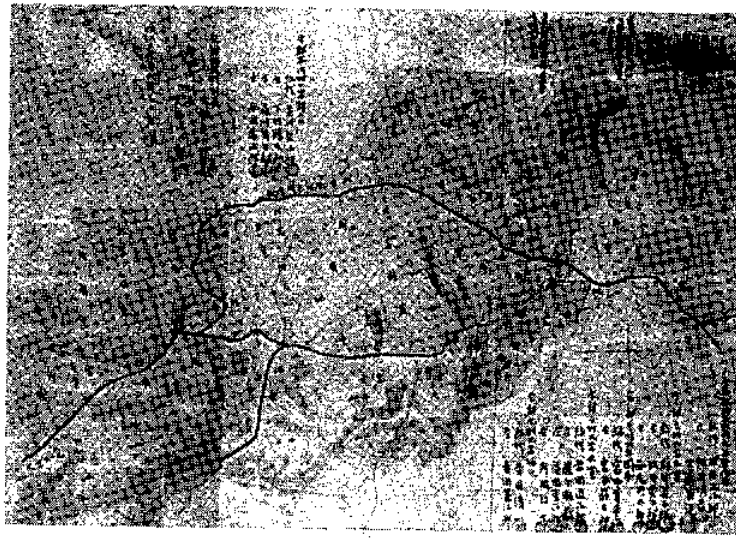

写262　阿武山分割の絵図（郡家区有文書）

の側面が立たされたため、封建的土地領有制の否定と農民的土地所有の承認による「農民解放」はどうしても不充分になってしまうこととなり、前代以来の地主・小作の封建的関係には全く手を触れず、後に「民法」により法認される地主の土地所有権の絶対性と、小作人の耕作権の不安定性（小作権の物権化否定と債権化）もこのことに起因していた。高率現物小作料の収取の保障こそが高額地租徴収を可能にし、またそのことが寄生地主制の生成を促進することにもなっていった。

同時にこの地租改正による上からの地券発行にもとづく農民的土地所有の承認は「地租を改正し、地券を行へるものは、天下は天下の天下にして、政府の私有にあらず」「国土既に政府の私有に非ざれば、則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざる也」〔「国会を開設する允許を上願する書」福島県石陽社 明治一三年『歴史評論』三九〇号〕という農民の自立自営の思想をはぐくむ条件を提供することともなり、前章でも紹介されている一八七七（明治一〇）年の成合村の村方騒動に参加した農民の「村政民主化」「地方自治」をめぐる思想状況にもその影をおとしていたことが充分推定できるのである。また、その一方では「……維新以後文物制度ノ改廃ニ伴ヒ、殊ニ租税制度改正ノ後ハ産米売買ノ権農家ノ手中ニ帰シタルヲ以テ、庫米制度（旧幕時代の検米制度――筆者注）ノ良習漸次ニ破レテ、検米ノ方法疎略ニ流レ、調整完ナラス、乾燥足ラス、米質次第ニ粗悪トナリ粟生米ノ声価頓ニ地ニ落チントスル状況ヲ呈シタリ……」〔「穀物販売組織ニ関スル調査」明治四四年三月、農商務省農務局〕というような状況も一時生じたのであった。

**地価修正運動の展開**　先述の島下郡庄屋村の例のように、高地価に対する修正を要求する運動が大阪府下各地で発生するが、その契機となったのは最初の地租改訂の予定された年である一八八〇（明治一三）年五月に公布された第二五号布告であった。すなわちこの布告では、一八八五（明治一八）年まで地価を据

え置くが、「府知事県令ニ於テ当初定メタル地価不適当ナリト思量シ其事由ヲ具申スルトキ」と「改租以後地目変換」した場合は地価修正を認めたのであった。しかし、これらの修正運動は結実することなく、先の庄屋村の願書も村方へ返却されたのであった（『摂津市史』）。

さらに一八八四（明治一七）年三月には新「地租条例」が制定公布され、地租改正条例の第六章と第八章、第二五号布告が撤廃され、地租軽減や地価修正を要求する有力な法的根拠が失われてしまった。そして八五（同一八）年二月には「地押調査に関する訓令」が発布され、大阪府でも翌八六（同一九）年から調査が実施されていったが、その際先述のように高地価の代償としての「仮称地」もすべてそれぞれの地目に応ずる正規の地価が付されたため、島上・島下両郡各村の地価総額が一挙に一三万余円増となったといわれる（『摂津市史』）。しかも当時はいわゆる「松方デフレ」の深刻な影響が各村に波及していた時期だけに、農民の苦難は倍加されていったものと考えられるのである。

このような状況下で府下でも一八八七（明治二〇）年六月から七月にかけて地価修正運動が展開するのである。

和泉国の南・日根両郡の地主層を中心とする有志による運動が同年六月に発生し、ついで七月に入り河内国の地主へ向かってもよびかけが行われ、次第にひろがりをみせていった。これより先、同年四月には遠江・紀伊両国、六月には府下高安郡の地価が他地方と比較して最も問題の多いものとして修正されたことが、和泉・河内の地主の修正要求を刺激したものと考えられる。

事実、一七八四（明治一七）年七月の河内国の有志が河内の村々の地主へ訴えた檄文に添付された「大日

本七十三州平均地価比較表」には、田反別地価として河内八三円一七銭五厘、和泉八一円六五銭九厘、摂津七九円四一銭〇厘、全国平均四八円四二銭三厘、畑は河内五〇円六二銭四厘、和泉三六円八七銭一厘、摂津四五円〇八銭七厘、全国平均一七円九〇銭四厘で全国で田畑ともに最高額を示していたのであった〔前掲「復刻東雲新聞」別巻・解題・北崎豊二論文〕。

政府もその高地価を認め、河内国一五郡と和泉国は同年七月、摂津国は七月と九月にわけて地価修正が田方について五パーセント減で行われたが、畑方は無修正のままであった。

しかし、この一八八七（明治二〇）年の「特別地価修正」の措置はその後の運動の展開の誘い水となって、これ以後翌八八（同二一）年にかけて河内と摂津の東成・西成・住吉三郡で運動がすすみ、同年一〇月には島上・島下・豊島・能勢四郡に波及していった。島上郡では植場平（大冠）・高井幸三（如是）・小方七郎（富田）らが中心となり、島下郡有志らとしばしば協議し、一一月には「両島倶楽部」が設立された〔「大阪朝日」明治二一年一二月二日付〕。しかし、摂津七郡の足並みはそろわず、地域事情の相異もあって、翌一八八九（同二二）年に入ってもそれぞれの利害を調整してその歩調を整えることはむつかしく、紆余曲折があったが、結局請願のための地主総代の上京をおさえようとした知事の意向を受容し、同年六月一日に上京する西村府知事に地価修正の請願につき嘱託することで運動は一応終止符を打ったのであり〔「大阪朝日」明治二二年六月六日付〕、穏健で合法的な活動の枠内に運動のエネルギーはおしこめられたのであった。

写263　高井幸三衆議院議員（「高槻市農業協同組合史」より）

**地価軽減と総選挙**　これより先、一八八九（明治二二）年五月末には政府は論議を重ねた上、山口・宮城両県を除く三府三九県の地価修正を閣議決定し、大阪府でも「凡そ一割七分」〔「時事新報」明治二二年九月六日〕の地価の低減となったが、同年七月には一方で「法律ノ発布ニ先チ予テ府県ヨリ差出アル減租願書ヲ却下スヘシ」との政府筋の通達で摂河泉三国の「地価軽減に関する願書」も同年八月に却下された〔前掲「復刻東雲新聞」解題・北崎論文〕。このように下からの運動を知事への請願委託という狭い枠内に抑えつつ封殺し、上からの政略として地租問題をめぐる矛盾に若干手を加えたのであった。しかし、大阪府下の高地価は表一〇八のように全国第一位を占めてなお解消されず、運動はその後もさらに継続してすすめられた。

一八九〇（明治二三）年に帝国議会が開設されたが、各地の地価修正運動で名を成した地主・自作上層出身の人々が数多く進出した。第一回総選挙における大阪府第五選挙区（島上・島下・豊島・能勢四郡）における立候補状況を示す表一〇九をみても、その多くは過去地価修正運動の中心に立ってきた地主・名望家層であり、結果としては菊地侃二が当選したが、月曜会・愛国公党の自由党系の候補者の得票率の高さが注目され、その点では自由党解党後の最初の政党組織運動であった大同団結運動（一八八八・九年）と交錯しつつ展開した地価修正運動は「反政府派代議士選出のための地盤固めに利用された」〔前掲「復刻東雲新聞」解題・北崎論文〕面をもっていたことは否定できない。

表108　全国府県別高地価10傑表

| 順位 / 時期 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地租改正時 | 大阪 | 和歌山 | 兵庫 | 滋賀 | 奈良 | 三重 | 岡山 | 京都 | 鳥取 | 東京 |
| 1889（明治22）年 | 大阪 | 東京 | 滋賀 | 和歌山 | 奈良 | 群馬 | 三重 | 埼玉 | 香川 | 神奈川 |

注）藤井松一「国会開設期における地租・地価問題をめぐる動向」より引用・作成。『日本近代国家と民衆運動』所収。

このように地元出身代議士と連繋しながら、地価修正を実現するため、各地で地価修正大会が開かれ、修正請願委員がえらばれて請願署名運動がすすめられた。「大阪朝日新聞」によれば一八九一（明治二四）年一月二五日現在の大阪府下における署名数は一万一、一六三名に達したといわれる（『大阪百年史』）。

このような修正運動のたかまりに対して、地価が相対的に低い東北六県を中心に、修正による地租増徴をおそれる地域より修正反対運動が次第に動きを強め、一八九一（同二四）年一月以降、修正派・非修正派両陣営の請願・建白などの諸運動が激しさを増し、火花をちらした。このような中で衆議院に上程された「特別地価修正法案」は西日本の地主議員の結束した動きにもかかわらず三月四日、一八票の僅差で否決されてしまったのである。

**地価修正請願同盟**　しかし、修正派は屈せず、三月六・七日次期議会へむけて「地価修正請願同盟」結成をめざして同盟規約を定め、同盟事務所を当面大阪におく

表109　第1議会大阪第5選挙区立候補者の得票数・得票率

| 所属 | 立候補者 | 出身地 | 得票数 | 得票率 |
|---|---|---|---|---|
| 月曜会（大同クラブ） | 菊地侃二 | 大阪市東区 | 728票 | 25.8% |
| 愛国公党 | 奇二次郎兵衛 | 島下郡春日村 | 604 | 21.4 |
| | 小方七郎 | 島上郡富田村 | 466 | 16.5 |
| | 植場平 | 島上郡大冠村 | 66 | 2.4 |
| 無所属 | 高井幸三 | 島上郡如是村 | 674 | 23.9 |
| | 馬場貞二郎 | 島下郡味舌村 | 101 | 3.6 |
| | 織了恵 | 島上郡清水村 | 94 | 3.3 |
| | 小畑万次郎 | 豊島郡 | 63 | 2.3 |
| | その他 | | 21 | 0.8 |
| | | | 2,817 | 100.0 |

注）　猪飼隆明「第1回帝国議会と人民の闘争」より引用。

写264　植場平邸（市内須賀町）

ことを明らかにした。そして、同年五月一五日には同盟大会が三五〇名をあつめて大阪で開かれ、新規約を決定し、一府二二県の地主層を同盟組織に結集したが、第二議会へむけての運動方針としては、低地価地方の地価の据え置き、高地価地方の地価のみの引き上げという従来とは異なる方向転換を決定して、反対派の鋒先をそらせつつ修正の実現を狙うことにした。同年一二月二一日、地価修正案は衆議院を通過したが、民党の予算大削減案可決による解散で再び流産を余儀なくされた。

なお、この解散後の第二回総選挙では大阪府地価修正請願委員の名により修正運動に熱心な代議士の選出を訴える書面が選挙人に送付されたが、その中に「……既に第一期、第二期之両議会に於て口に地価修正を唱へて却へって地価修正を為すことの能はざる様の行為をなせし〇〇派のありしは以て之外之儀に有之候処我大阪府郡部に於て誠に憂慮すへき〇〇派の候補者の当選相成候哉も難計……」（「大阪自由新聞」第七四九号附録　明治二五年一月二三日）との文言があり、大阪府選出議員が必ずしも一致した行動をとっていたとはいえないことも推察できるのである。先の第一議会において、一八九一（明治二四）年二月二七日上程され、三月四日に否決された「特別地価修正法案」に対し、二月二三日までに議長まで通告した大阪府出身の賛成議員は「東奥日報」（「藩閥武断の政事」改革と「内閣責任の政事」樹立を目的とする東北地方の政治新聞）によれば弥生倶楽部（立憲自由党が政務調査のため設けたもので院内交渉団体）

の佐々木政行（四区）・菊地倪二（五区）・東尾平太郎（七区）と大成会の佐々木政又（九区）の四名であった〔前掲『日本近代国家と民衆運動』藤井松一論文〕。

その後、一八九二（明治二五）年二月と九四（同二七）年一月には大阪で地価修正大会が開かれていたが、修正運動が再び活発化したのは日清戦後の一八九八（同三一）年であり、同年五月二四日、郡部府会議員と有志三五名により増租反対協議会がもたれたが、そこでは「地価修正ぬきの増租反対」という方針が決議され、従前の重い地租負担の軽減をめざす方向が欠落するという大きな転換をみたのであった〔『大阪百年史』〕。それは日清戦争勃発以降の民党の反政府行動の自粛がもたらした一つの反映面であった。一八九八年十二月末に地価百分の三・三、五カ年期限の増租案が地価修正案とともに成立した。増租とひきかえに地価修正がようやく実現するという皮肉な結果が過去のながい地価修正運動の結末であった。

この後、日露戦争後の政府の増税政策に対する反発のたかまりの中で地租軽減運動が一九〇九（明治四二）年よりすすめられ、翌年一月の第二六議会に向けて大阪府からも各郡の代表（三島郡代表　茨木・吉岡多三郎）が、二、五七五名（三島郡は一八〇名）の署名を集めて請願書を提出し、同年二月には桂内閣と政友会間の妥協で地租八厘減が実現している。さらに大正期に入って「デモクラシー運動」の波のたかまりと平行して都市を中心に各種の廃税運動がすすめられたが、農村部でもこれに負けじと一九一五（大正四）年五月の第三六特別議会に対して大規模な地租軽減運動が行われ、三島郡からも表一一〇のように各村の地主・名望家層を中心とする代表三二名が三、二四五名の署名をあつめ、地元出身の植場平代議士（政友会）らの紹介で請願書を提出している〔『神安水利史』本文編〕。

表110　三島郡内の地租軽減請願者（1915(大正4)年）

| 請願番号 | 請願の代表者 | | 請願者数 |
|---|---|---|---|
| | | | 人 |
| 第377号 | 五領村大字堤原 | 小西卯之吉 | 108 |
| 378 | 宮島村大字野々宮 | 西岡太郎 | 39 |
| 379 | 島本村大字尺代 | 久保田猪太郎 | 112 |
| 380 | 吹田町 | 高浜弥兵衛 | 173 |
| 381 | 三島村大字西河原 | 木村小一郎 | 160 |
| 382 | 芥川村大字芥川 | 久保松太郎 | 120 |
| 383 | 茨木町大字上中条 | 西田善五郎 | 44 |
| 384 | 清水村大字原 | 矢ノ向文次郎 | 108 |
| 385 | 大冠村大字辻子 | 糟谷嘉一 | 160 |
| 386 | 豊川村大字小野原 | 神道豊太郎 | 203 |
| 387 | 三宅村大字太中 | 中井孫行 | 80 |
| 388 | 見山村大字上音羽 | 大植清登 | 96 |
| 389 | 山田村大字小川 | 川西亥之助 | 144 |
| 390 | 春日村大字奈良 | 奇二治良兵衛 | 146 |
| 391 | 安威村大字安威 | 吉田時三郎 | 52 |
| 392 | 味生村大字一津屋 | 大西多治郎 | 55 |
| 441 | 磐手村大字古曽部 | 中井百太郎 | 128 |
| 442 | 福井村大字福井 | 室源十郎 | 64 |
| 443 | 千里村大字佐井寺 | 木村金十郎 | 87 |
| 444 | 石河村大字大岩 | 越水源次郎 | 64 |
| 445 | 岸部村大字小路 | 奥田千万造 | 77 |
| 446 | 如是村大字津之江 | 中村元三郎 | 119 |
| 447 | 玉櫛村大字内瀬 | 奥野利一 | 77 |
| 448 | 溝咋村大字目垣 | 村田太一郎 | 52 |
| 450 | 新田村大字上新田 | 中野広太郎 | 48 |
| 451 | 阿武野村大字土室 | 生田秀太郎 | 104 |
| 452 | 鳥飼村大字鳥飼上 | 木下新太郎 | 120 |
| 453 | 三箇牧村大字三島江 | 入江菊次郎 | 160 |
| 454 | 味舌村大字味舌下 | 馬場亀吉 | 79 |
| 522 | 富田村 | 好田吉右衛門 | 83 |
| 524 | 高槻町大字高槻 | 薮重正 | 83 |
| 525 | 清渓村大字泉原 | 石原島次郎 | 95 |
| 合計 | | 32 | 3,245 |

注）1.「帝国議会請願」より作成。
　　2.『神安水利史・本文編』より引用。

**淀川改修運動**　地価修正運動と重なり合い、相乗しながらすすめられたのが淀川改修運動であった。この運動を触発したのは一八八二（明治一五）・八五（同一八）・八八（同二一）・八九（同二二）・九三

（同二九）年と続発した明治中期の洪水による水害であり、高槻地域でも上牧・東天川・五領・三箇牧・大冠などの各村々に深い傷痕を残したのであった。一八八二（明治一五）年以降波及する「松方デフレ」による不況が農家経済を圧迫していただけに、農民の苦悩は大きかった。一八九六（明治二九）年の洪水で大きな被害を受けた三箇牧村から翌九七（同三〇）年に府知事に対し「地方税上納猶予上願」が提出されたが、表一一一はそれに添付された九六（同二九）年九月以降一カ年間の水害による損失高を示したものであり〔『神安水利史』本文編〕、貧農のみならず中農以上にも大打撃を与えた洪水被害の大きさを推察させるに充分である。

表111　三箇牧村水害損毛高

| 項　　目 | 損毛高 |
|---|---|
| | 円 |
| 堤防防禦ニ係ル人夫賃及ビ杭木代総額 | 1,585 |
| 明治29年度肥料損毛 | 10,245 |
| 田畑宅地ニ係ル損毛 | 122,943 |
| 飯米買入（1人米5合、2,514人分） | 43,710 |
| 30年4月ヨリ冬作肥料買入代金 | 5,122 |
| 30年1月ヨリ各自薪炭買入 | 555 |
| 用悪水路修繕費及ビ村税並協議費 | 5,585 |
| 30年2月550戸ニ対スル支出 | 27,550 |
| 家屋修繕費（1家平均65円、550戸分） | 35,750 |
| 合　　計 | 253,045 |

注）『神安水利史・本文編』より引用。

明治前期の場合は治水より舟運を重視する低水工事が中心であったが、中期には洪水頻発を背景に治水に重点が移されることとなり、デレーケに代表されるオランダ工法は退けられることとなった。淀川沿岸各村の治水を求める運動のたかまりが河川行政の転換を促進したのである。

一八八九（明治二二）年の洪水後、高槻では三箇牧・如是・富田の各村など右岸の各村々より堤防の修築を求める府への請願運動が行われた。同年一二月には島上・島下両郡の人民総代が府庁に赴き、万全な堤防工事を求めて陳情を実施し、その達成をめざして請願委員を選出した。高槻では五領村の

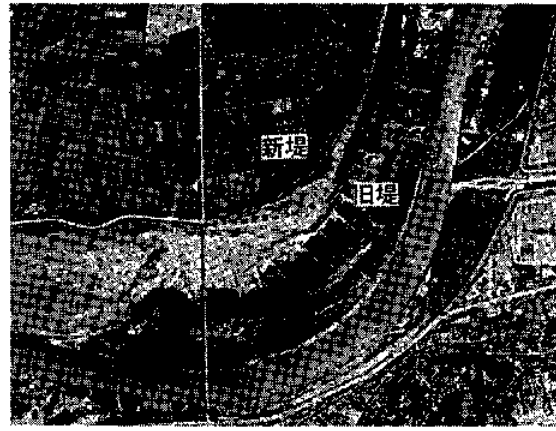


写265　淀川低水工事（近畿地方建設局　淀川資料館提供）

長谷川又一、大冠村の植場平・大西市太郎、三箇牧村の松村余之助・三宅万寿雄・畳田権右衛門・濱時三郎が選出された〔前掲『神安水利史』〕。

翌一八九〇（同二三）年一月の府会では淀川改修に必要な測量についての知事の諮問に対し、その費用の国庫支弁が答申された。その審議過程では激論がたたかわされ、早期改修のため地方費負担での測量を求める沿岸派と、淀川改修に直接利害をもたない非沿岸派（南河内・泉州）の間で対立と紛糾を生じたのであったが、結果は前述のように地方費支弁が否定され、沿岸派は敗北した。しかし、その後沿岸派の粘り強い説得をうけて非沿岸派もついに折れ、さらに同年一〇月の政府の幹川測量費の国庫負担、支川のそれの地方費負担の内定は改修運動を刺激することとなった。一八九一（同二四）年一一月には、大阪・京都の一、八〇〇余名の署名を付した改修の国庫負担を求める請願書が貴・衆両院議長に提出されることになったが、大冠村出身の植場平が他の代表とともにこの時に東上して政府への働きかけを強めた〔『淀川百年史』〕。

さらに、一八九二（明治二五）年一一月には島上・島下両郡沿岸一七町村の有志が植場平の提唱で「澱川

改修規成会」なる治水団体の結成を決定し、翌九三（同二六）年一月には瀬田川浚渫工事の中止を求めて府下一一郡による「澱川治水協策同盟会」が組織され、各郡水利組合の代表が協議員となり改修運動の一層の推進がはかられ、さらにこれと前後して全国二府一〇県の水利委員の代表からなる「治水同盟会」が組織されて、淀川改修運動は全国的な河川改修運動と連合してその運動がすすめられることとなった〔前掲『神安水利史』〕。

これらの改修運動の中心メンバーは自由党系と目される人々が多く、高槻地方でも大冠村出身の植場平、如是村出身の高井幸三などがそれで、先述のように彼らは地価修正運動の推進力ともなっており、ついで衆議院議員にもなって活躍をみせるに至るのであった。初期議会における民党の「民力休養」「経費節減」のスローガンにもとづく反政府的行動の背後には、各地の民衆の切実な要求と利害、島上郡の場合でいうならば淀川改修運動・地価修正運動がめざす切実な諸要求実現への願望が息づいていたのであった。もっともこの要求運動を主導したのは地主・名望家層で、彼らはあたかも民衆の利害の代弁者たることを自認して振舞いながら、自己の利益を追求していったのであった。

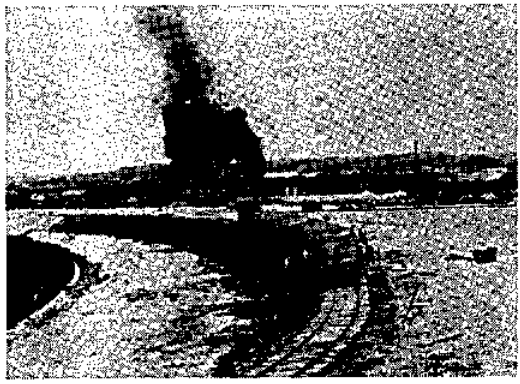

写266　淀川改修工事のトロッコ車
（近畿地方建設局　淀川資料館提供）

一八九四（明治二七）年、日清戦争が勃発すると政争は中止され、それとともに改修運動も影をひそめていったが、この頃

より自由党と政府との妥協と接近がすすみ、九六（同二九）年には伊藤博文内閣の戦後経営の中心となる軍備増強予算承認と引き換えに、淀川改修案が大河川への国家統制を強化する河川法案とともに議会を通過することとなった。こうして改修工事が開始されたが、これは従前のオランダ式低水工事から日本人による高水工事への転換の最初のものであり、本格的な治水事業の開始を告げるものでもあって、工事はその途中で日露戦争による経費節減などもあったが、一九一〇（明治四三）年に完了した。

**大塚切れ大洪水**　この一九一〇（明治四三）年竣工の改良工事により淀川治水の基礎はうち固められ、安定したかに見えたが、その希望的観測を無残に打ちくだいたのが一九一七（大正六）年のいわゆる「大塚切れ」と称せられる大洪水であった。

表112　1917(大正6)年洪水の決壊箇所(淀川右岸)

| 河川名 | 決壊箇所 | 延長 間 | 延長 m | 決壊日時 |
|---|---|---|---|---|
| 淀川 | 三島郡大冠村大字大塚 | 260.0 | 470.6 | 10月1日午前8時40分 |
| 〃 | 西成郡福村・稗島村境 | 22.0 | 39.8 | 10月2日夜 |
| 〃 | 〃　福村 | 16.0 | 29.0 | 〃　〃 |
| 〃 | 〃　〃 | 4.5 | 8.1 | |
| 〃 | 〃　〃 | 35.0 | 63.4 | 10月2日夜 |
| 芥川 | 三島郡大冠村大字番田 | 60.0 | 108.6 | 10月1日午前5時 |
| 〃 | 〃　如是村大字芝生 | 160.0 | 289.6 | 〃　〃 |
| 神崎川 | 〃　味生村大字一津屋 | 50.0 | 90.5 | 10月2日 |
| 〃 | 西成郡新庄村大字下新庄 | 〃 | 〃 | 10月1日午後11時 |
| 安威川 | 三島郡味舌村山田川合流点 | 30.0 | 54.3 | 〃　午後10時 |
| 〃 | 〃　岸部村大字南 | 16.0 | 29.0 | 10月2日午前3時 |
| 〃 | 〃　味舌村山田川合流点下流 | 30.0 | 54.3 | 〃　午前5時20分 |
| 〃 | 〃　吹田町大字竹の鼻 | 〃 | 〃 | 〃　午前7時 |
| 〃 | 〃　宮島村大字野々宮 | 〃 | 〃 | 〃　〃 |

注）1.『淀川百年史』525ページより作成。
2.『神安水利史・本文編』より引用。

同年九月三〇日から一〇月一日にかけての雨台風により淀川本支流の水位が上昇し、一日早朝の大冠村大字番田の芥川堤防決潰から始まり、ついで同村大字大塚の淀川右岸堤防の大決潰が決定的影響をおよぼし、表一一三にみるように三島郡一五町村、西成郡一三町村、北河内郡三町村に波及する大被害をもたらしたのであった。

高槻町大字上田辺の上西家では、一〇月一日の水位が「……時ニ午前九時ナリキ、夫レヨリ大活動ヲ以テ片付ケ居リシガ、中バ頃ニテ水先キ已ニ表ノ道ニ来リシカバ、脇目ヲ触レズ働キタリシガ、水次第ニ増シテ胸中ニ至リシカバ、最早是迄ナリトテ働キヲ止メ、二階ニ引揚ゲタリ、時ニ拾時半頃ナリキ、……」「……午后四時頃最高水ナリキ、其間工兵隊ハ鉄舟ヲ出シ、時々巡廻シ避難民ヲ送リ出シ、役場連モ仝舟ニテ頻飯ノ労ヲ取リ、警察隊モ仝舟ニテ巡回シ、残留民ノ便ヲ達シタリ、最高水点宅ニテ床上八尺トナル、其レヨリ時経テ、午后七時頃ヨリ漸次減水ノ状態トナリタリ、……」〔「上西松太郎診考日誌」近現代一八四〕という状況であった。

その後、淀川・芥川の決潰箇所の堰止め工事が各種の障害にぶつかりながらも高槻工兵隊や鴻地組人夫などをはじめ、遠く富山県の人夫をも入れたりして実施された〔前掲『神安水利史』〕が、やがて滞留している浸水排除問題

表113 大阪府下洪水被害表

| 郡＼項 | 罹災戸数 | | | 罹災人口 | 被害反別 | | 死傷者数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 流失 | 倒壊 | 浸水 | | 町 | ha | 死者 | 負傷 | 方行不明 | 微傷 | 合計 |
| 三島郡 | 52 | 23 | 5,046 | 16,000 | 4,000.0 | 3,967.0 | 1 | 13 | 3 | — | 17 |
| 西成郡 | 8 | 15 | 10,033 | 48,000 | 1,600.0 | 1,587.0 | 1 | 1 | 3 | 18 | 23 |
| 北河内郡 | 16 | 28 | 279 | 1,000 | 320.0 | 317.3 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 76 | 66 | 15,358 | 65,000 | 5,920.0 | 5,871.3 | 2 | 14 | 6 | 18 | 40 |

注）『淀川百年史』525ページより作成。

写267　大塚切れの大洪水
（近畿地方建設局・淀川資料館提供）

が表面化し、芝生大樋の開閉をめぐって、一一月一二日、「……午后芝生ノ大樋ヲ下拾三村ヨリ下セシニ付抜キ上ゲノ談判付カズ、大冠ヨリ多人数仝樋ノ近傍ヘ各自鍬或ハ竹鎗等持参シテ詰メ掛ケ大騒動ヲ起シタリ、当町モ大冠ノ依頼ニ付仝様ノ姿ニテ一戸ニ付一人宛応援ノ為メ出張、大事ニ至ラントセシヲ、大阪ヨリ百五拾余名ノ巡査応援出張シテ予防セリ、拾三ケ村も早鐘ヲ打鳴ラシ人数ヲ集タリ、夜ニ入リテ大阪ノ応援巡査拾参名斗、当署ノ巡査五名斗リ当高西ニ出張シ、野田ヨリ芝生へ行カントスル農民ヲ阻止セリ、当夜該巡査皆徹夜ニテ警戒セリ、……」（前掲「上西松太郎参考日誌」）という有様で、利害があい対立する如是・三箇牧両村民と大冠村民が対峙する場面も生じたりした。

一九一七（大正六）年の大洪水後、同年一一月には大阪府会・政友会大阪支部や淀川沿岸摂河九郡の淀川治水会などから、政府に対し淀川改修に関する要望が提起され、さらに京都・滋賀両府県も加わって再改修運動がたかまった。その結果翌一八年三月の第四〇議会には、政府より六カ年計画による淀川改修増補工事の施工案が上程され、可決されることとなった。この後、第一次大戦による物価上昇による工事費不足や、当初予想された以上に経費が膨脹したことなどから、工事予算の不足が大きな障害をもたらしたが、その都度、植場平代議士や礒

村弥右衛門府会議員など地元出身の政治家や沿岸住民の努力により工期の延長をともないながらも工事は継続され、一九三三(昭和八)年になってようやく完工をみたのである(『淀川百年史』)。

なお、これ以後一九三三(昭和八)年起工の低水工事、一九三九(昭和一四)年から始まる修補工事が淀川治水事業に大きな足跡を残したが、特に後者のうちの一、三五〇メートルにおよぶ大塚引堤工事による内陸部への約一〇〇メートルの堤防移転にともない、大塚町では一九四〇～二(昭和一五～一七)年にかけて約七〇戸の全戸移住が実施されたのであった。

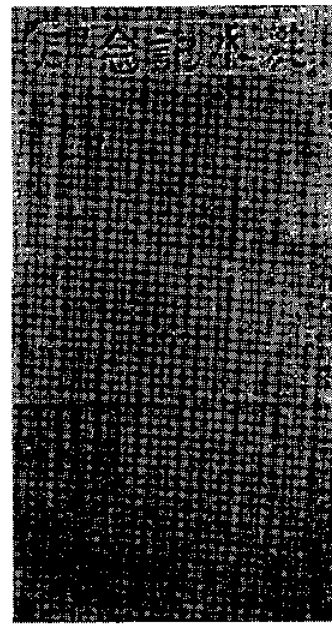

写268 大塚切れ大洪水記念碑(拓本)(所在は市内大塚町三丁目)

## 第二節 農村産業の展開

**明治期の米穀生産**

まず明治前期の高槻地域における農産物構成をみてみる時、主穀生産の決定的地位が注目される。

『明治十年全国農産表』による全国、大阪周辺農村(摂・河・泉)、および島上郡の農産額を示したのが表

一一四である。

大阪周辺農村の場合、主穀類で商品化率の高い米以外は全国平均よりはるかに低い比率であり、逆に特有物産、中でも実綿・菜種は極めて高い比率を示している。高槻市域の大部分を占める島上郡の場合は摂津の中でも米麦の比率が高く、逆に特有物産の比率は相対的に低く、中でも実綿の比率は極めて低くて全国平均をも下回っており、菜種が相対的にやや高くなってはいるもののその絶対値は低い。単純化していうなら、島上郡は米作が決定的位置を占め、裏作に麦・菜種をともなう主穀二毛作地帯であったと要約できるであろう。

明治前期のこの農産物構成の特徴はその後もますます鮮明になっていったことは表一一五の事実によってもたしかめうるのであり、すなわち一八八三（明治一六）年の作付比率で総耕地に対する米作比率が府下最高の九〇パーセント以上を占めたのであった。また、中期に入ってもこの状況は基本的に変化せず、一八八八（明治二一）年の『大阪府之部、農事調査』によれば、農産物の反収（郡内平均）において、島上郡の府下二七郡中に占める順位は次のような状態を示していた。すなわち、米二石で九位、大麦二石で九位（一五郡は作付なし）、小麦一石四斗で六位（四郡は作付なし）、裸麦一石七斗で四位、綿二四貫で二三位、菜種六斗で一八位、さつまいも五九貫で二五位などとなっており、反収に表現される生産の力点の置き方によっても、主穀二毛作地帯の特徴を看取できるのであった。

**改良米の合同販売**　このように島上郡の農産物構成で決定的地位を占めた米の商品としての特質は表一一六でみるとおり酒造米としての商品価値にあった。灘・池田・伏見などの酒造地帯への移出販売がそれであった。

表114　1877（明治10）年農産物構成比率（価額の百分率）

| | | 全国 | 摂津 | 河内 | 和泉 | 島上郡 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通物産 | 米・陸稲 | 61.1 | 66.9 | 59.4 | 53.8 | 77.9 |
| | 大麦 | 5.1 | 0.8 | 1.9 | — | — |
| | 小麦 | 3.0 | 1.1 | 0.7 | 0.5 | 5.0 |
| | 裸麦 | 4.1 | 6.0 | 4.1 | 8.8 | 5.7 |
| | 粟・黍・稗 | 2.4 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | — |
| | 大豆 | 3.9 | 0.7 | 0.7 | 1.3 | 0.3 |
| | 蕎麦 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | — |
| | 蜀黍・玉蜀黍 | 0.2 | — | 0.0 | 0.0 | — |
| | 甘藷 | 2.8 | 0.5 | 0.5 | 3.5 | — |
| | 馬鈴薯 | 0.1 | 0.0 | — | — | — |
| | 小計 | 83.4 | 76.1 | 67.4 | 68.0 | 88.6 |
| 特有物産 | 実綿 | 3.4 | 14.7 | 18.3 | 11.2 | 2.9 |
| | 麻 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | — | — |
| | 藺 | 4.1 | — | — | 0.1 | — |
| | 藍葉 | 1.2 | 3.6 | 0.2 | 0.1 | — |
| | 製茶 | 1.4 | 0.1 | 0.4 | 0.3 | 0.1 |
| | 甘蔗 | 0.5 | — | 0.2 | 7.9 | — |
| | 楮皮 | 0.5 | — | — | — | — |
| | 生蝋 | 0.3 | — | — | — | — |
| | 葉煙草 | 0.6 | 0.0 | 0.1 | 0.5 | 0.0 |
| | 菜種 | 3.5 | 5.3 | 13.4 | 11.9 | 8.3 |
| | 菌 | 0.1 | — | — | — | — |
| | その他 | 0.3 | 0.1 | — | — | 0.1（阿片） |
| | 小計 | 16.6 | 23.9 | 32.6 | 32.0 | 11.4 |
| 総計 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注）1. 全国・摂・河・泉は、中村哲『明治維新の基礎構造』35ページより、島上郡については「明治十年全国農産表」（『日本農業発達史』第10巻所収）より計算。
2. 猪飼隆明「維新期における農民の闘争」より引用。

この地方の酒米の中でも特に市場における評価の高かったのは北部丘陵地帯の山間・中山間の産米であり、高槻地方では阿武野・清水村域が最も良質の酒米産地として知られていた。

「……旧幕府時代ニアリテハ、毎年十一月下旬ニ至レハ地頭代官等実地ニ臨ミ、郷蔵ニ貢租米ヲ集メテ庄

表115　大阪府下郡別米綿菜種作付状況　(1883(明治16)年)

| 郡名 | 総耕地に対する米作比率 | 総耕地に対する綿作比率 | 総耕地に対する菜種作の比率 | 田に対する菜種作の比率 |
|---|---|---|---|---|
| | % | % | % | % |
| 1 西成郡 | 51.7 | 33.8 | 17.8 | 33.9 |
| 2 東成郡 | 52.6 | 25.6 | 12.8 | 17.6 |
| 3 住吉郡 | 47.7 | 49.5 | 11.4 | 23.9 |
| 4 島上郡 | 92.7 | 2.9 | 23.1 | 24.9 |
| 5 島下郡 | 80.5 | 3.7 | 27.1 | 33.6 |
| 6 豊島郡 | 70.8 | 13.7 | 3.8 | 5.3 |
| 7 能勢郡 | 87.6 | 1.0 | 2.0 | 2.3 |
| 8 大鳥郡 | 38.6 | 12.1 | 25.7 | 61.5 |
| 9 泉郡 | 59.6 | 0.5 | 26.0 | 41.0 |
| 10 南郡 | 73.7 | 7.9 | 38.4 | 46.2 |
| 11 日根郡 | 69.2 | 3.4 | 34.6 | 33.5 |
| 12 石川郡 | 60.0 | 31.2 | 47.5 | 54.2 |
| 13 八上郡 | 81.5 | 15.7 | 63.3 | 67.6 |
| 14 古市郡 | 75.1 | 15.4 | 45.2 | 57.5 |
| 15 安宿部郡 | 71.9 | 10.4 | 58.3 | 81.2 |
| 16 錦部郡 | 64.9 | 27.8 | 46.5 | 56.4 |
| 17 志紀郡 | 61.6 | 33.0 | 54.3 | 70.6 |
| 18 丹南郡 | 75.2 | 17.9 | 49.0 | 63.3 |
| 19 丹北郡 | 84.5 | 26.2 | 70.5 | 83.4 |
| 20 河内郡 | 66.0 | 30.6 | 24.5 | 37.1 |
| 21 高安郡 | 80.7 | 14.1 | — | — |
| 22 若江郡 | 48.0 | 44.2 | 2.8 | 5.8 |
| 23 大県郡 | 56.3 | 9.5 | 18.5 | 32.9 |
| 24 渋川郡 | 52.0 | 47.2 | 4.0 | 7.8 |
| 25 茨田郡 | 88.1 | 4.6 | 24.2 | 26.6 |
| 25 交野郡 | 65.0 | 10.5 | 26.5 | 37.0 |
| 27 讃良郡 | 82.0 | 11.4 | 24.0 | 28.1 |
| 計 | 65.6 | 17.2 | 26.0 | 36.6 |

注) 1. 北崎豊二「明治前期大阪府下における菜種作・綿作地帯に関する一試論」(『近代史研究』第3号) より作成。
2.『大阪百年史』483頁所収。

屋年寄等ヲ立会ハシメ、以テ一俵毎ニ厳重ナル検査ヲナシ、一握中二三粒以上ノ籾米ヲ混入スルカ、揺盆ニ掛ケ砕米ノ混入ヲ認ムルカ如キトキハ即時精撰ヲ命シ、或ハ品質不良ナルカ乾燥不充分ナルモノアレハ倉入リヲ許サヽリキ、而シテ合格米ハ一俵毎ニ桝量シ、完全ナル俵装ヲ為サシメタルヲ以テ、当時ノ農家ハ貢租米ノ上納ヲ以テ重大事トナシ、充分ノ注意ヲ払ヒテ調整セリ、斯クテ集リシ米ハ各領主ニ於テ競争入札ニ付シ、灘・西ノ宮・池田・伊丹地方ノ酒造家ニ売却セリ、又産米中ヨリ貢租米ヲ差引ケル残米ハ内米ト称シ、村中申合セ直接農家ノ手ニテ共同販売ヲナセリ……」〔前掲「穀物販売組織に関する調査」〕とは三島郡豊川村大字粟生（現茨木市）の状態であるが、阿武野村や清水村も同様の厳しい統制下におかれていたものと考えられる。

しかし、地租改正後は前節で述べたようにこの前代の制度は崩壊し、米質の低下をみることになったのである。すなわち、質より量に農民の関心は移行し、質は悪くても多収性の品種が盛行し、その質の低下は地方産米の声価を失墜させることになった。

このような事態を憂慮した大阪府は一八八五（明治一八）年、同業組合準則を発令し、米質の改良に努めるようになり、以後各郡村に米穀改良組合が結成されてゆき、島上・島下両郡でも「……之（米の声価―筆者注）ヲ匡済センコトヲ欲シ、島上島下両郡連合勧業会ニ伺ヒ、郡衙ヨリ勧告スル所アリシニ、同勧業会ハ臨時会ヲ開テ其法ヲ講シ、明治廿年十月直ニ実施ノ義ヲ請求セシカハ、部内両郡ノ旧制慣行等ヲ参酌シ、同年十一月八日改良米合同販売方法ノ準則ヲ設ケ之ヲ奨励セリ、爾後粟生・福井ノ二村ヲ始トシ、鉄道以北ノ村落ハ特ニ其必要利益ヲ感シ、忽チ規約ヲ設ケテ検査委員ヲ定メ、乾燥手入升量等ノ精粗ヲ検シ、且一俵毎ニ証票（方言中札ト云フ）ヲ附シテ販売……」〔前掲『大阪府農事調査』之部〕するようになっていった。

産　　表（1879（明治12）年）

| 農水産加工物 | | | | 林産物、林産加工物 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 品名 | 移出地 | 数量 | 数量 | 品名 | 移出地 | 数量 | 単価 |
| | | | | 啄木 | 京都 | 2万把 | 2銭 |
| 寒天 | 大阪 | 100本 | 7.00円 | | | | |
| 寒天 | 大阪 | 400本 | 7.50 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | 薪<br>スバイ<br>松苗 | 道奇浜④<br>〃 | 5万貫<br>4万俵<br>不定 | 1銭<br>4銭 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 鰹 | 京都 | 1,950丸③ | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 阿片 | 大阪 | 100斤 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 寒天 | 大阪 | | | | | | |
| | | | | 松苗、炭薪 | | | |
| 寒天 | | | | 池田炭、石炭 | | | |

五摺650丸して作成。　④ おそらく浜積されて京都ないし大阪へ送られたものであろう。

表116 各　　村　　物

| | 米、麦、雑穀、野菜類 | | 原料作物 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 品名 | 移出地 | 品名 | 移出地 | 数量 |
| 高槻 | 米<br>麦<br>野菜① | 灘 | 菜種 | 大阪、京都 | |
| 上田部 | 米<br>麦<br>野菜 | 大阪 | | | |
| 芥川 | 米<br>麦<br>野菜 | 大阪、灘 | | | |
| 郡家 | 米<br>麦<br>野菜 | 灘 | | | |
| 成合 | 米<br>麦<br>野菜 | 大阪 | | | |
| 東五百住 | 米<br>麦<br>野菜 | | 菜種<br>木綿 | | |
| 西五百住 | 米<br>麦<br>野菜 | | 菜種<br>木綿 | | |
| 津之江 | 米<br>麦<br>野菜<br>南瓜 | 大阪、灘<br>高槻② | | | |
| 芝生 | 米 | | 菜種 | 富田 | |
| 庄所 | 米<br>麦<br>豆 | 大阪<br>大阪 | 菜種<br>木綿 | 大阪 | |
| 三島江 | 米<br>麦 | 大阪、京都<br>大阪、京都 | 菜種 | 大阪、京都 | 140石 |
| 柱本 | 米<br>麦 | 大阪、京都<br>大阪、京都 | 菜種<br>木綿 | 大阪<br>大阪 | 315石<br>60本 |
| 西面 | 米<br>麦 | 大阪<br>大阪、京都 | 菜種 | 伏見、大阪<br>大阪 | |
| 唐崎 | 米<br>麦<br>芋・豆 | 大阪<br>大阪<br>大阪 | 菜種 | 大阪、富田 | |
| 萩庄 | 米<br>麦 | 大阪<br>伏見、灘 | 菜種 | | |
| 杉生 | 米 | | | | |
| 中畑 | 米 | | | | |

注）1. ① 野菜、蔬菜、菜蔬　② 年産2万個、単価2銭　③ 大〆摺1300丸、七
2.『明治初期村誌集編』高槻市役所・所収の「解題」中の物産表を一部修正、追加

このように改良米販売組合組織による産米改良が官府の指導下ですすみ、地主出身を中心とする検米委員による品種・乾燥・調製・俵装など全般にわたる厳しい検米を通じて、「米質俵装ヲ改良シ、早中晩ノ区別ニ従ヒ、村内一ケ所又ハ数ケ所ノ倉廩（多クハ郷蔵ヲ用フ）ニ蔵メ、入札払トナシ、ヨリ忽声価ヲ博シ、酒造家及ヒ仲買人ニ於テ落札購買スルヲ以テ大ニ利益ヲ増進セリ」〔前掲『大阪府之部農事調査』〕という状況となり、一時低下した評価を回復するようになっていったのであった。

このような合同販売の実施については当初仲買人などから種々の妨害があったにもかかわらず、実施後より石当たり二〇銭内外の増価があった〔前掲『大阪府之部農事調査』〕。

このような酒米の生産・販売は明治末期から大正初期にいたってもさかんであったことは、次の表一一七によっても充分確認できる。また、清水村・阿武野村・安威村・福井村・清渓村・豊川村の高槻・茨木地域北部丘陵一帯の産米の相変らずの声価の高さがその米価によみとれるのである。

表一一七　米穀共同販売明細表　（大阪府穀物検査所）　（大正二年度）

三島郡

| 共同販売俵数 | 販売月日 | 一石ノ価格 | 販売者 | 販売先 | 事由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一七五 | 大正二年十一月二十日 | 二三、五〇〇円 | 富田村　保本　利雄外　三人 | 兵庫県御影町嘉納治良右衛門 | 随意契約 |
| 六二五 | 十一月二十五日 | 二二、五〇〇 | 〃　藤飯徳三郎外　十一人 | 〃　西宮町　西宮酒造会社 | 〃 |
| 四、二五〇 | 十二月　四　日 | 二三、一〇〇 | 如是村　入江保太郎外四十五人 | 兵庫県御影町嘉納治良右衛門 | 〃 |
| 一、一一七 | 十二月　六　日 | 二三、六〇〇 | 〃　中村元三郎外　五十人 | 京都府伏見町　有井　常造 | 〃 |
| 五一三 | 十二月十五日 | 二三、三五〇 | 〃　仝　人　外　五十人 | 兵庫県西ノ宮町　河野　某 | 〃 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二〇五 | 大正三年一月十五日 | 一九、二〇〇 | 〃 | 如是村 | 仝　人　外　五十人 | 兵庫県西ノ宮町 | 仝　人　随意契約 |
| 五七五 | 大正二年十二月　五　日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 田村善二郎外　十五人 | 京都府伏見町 | 大倉　恒吉 | 〃 |
| 九〇八 | 十一月二十六日 | 二三、六五〇 | 〃 | 松田慶二郎外　三十人 | 京都市 | 堀野　久造 | 〃 |
| 二五〇 | 十二月　八　日 | 二一、八〇〇 | 〃 | 同　人　外二十五人 | 兵庫県今津 | 鷲尾　萬助 | 〃 |
| 四二五 | 十一月二十日 | 二二、五〇〇 | 〃 | 宮崎　寅吉外　十五人 | 高槻町 | 北村已之助 | 〃 |
| 二七五 | 十二月　五　日 | 二一、四〇〇 | 〃 | 石井惣次郎外　六人 | 芥川村 | 寺本治三郎 | 〃 |
| 三〇〇 | 大正三年一月十二日 | 一九、〇〇〇 | 〃 | 横山　角造外　五人 | 〃 | 仝　人 | 〃 |
| 二、五〇〇 | 大正二年十二月　七　日 | 二四、〇六〇 | 芥川村 | 大塚五兵衛外　十人 | 兵庫県魚崎 | 山邑太左衛門 | 兢　売 |
| 五〇〇 | 大正三年　一月二十日 | 一八、五〇〇 | 〃 | 下村伊右衛門外七十人 | 京都府伏見町 | 大倉　恒吉 | 〃 |
| 五〇〇 | 大正二年十二月十五日 | 二〇、〇〇〇 | 〃 | 北村亀太郎外　十一人 | 兵庫県今津 | 鷲尾　萬助 | 〃 |
| 六二五 | 十二月十七日 | 二〇、五〇〇 | 〃 | 寺本　治郎外　十三人 | 〃 | 仝　人 | 任意契約 |
| 五〇〇 | 十二月二十五日 | 一九、八〇〇 | 〃 | 田川久次郎外　十二人 | 兵庫県御影町 | 泉　仙助 | 兢　売 |
| 六二五 | 仝　日 | 二四、二五〇 | 清水村 | 仁部　利作外二十一人 | 兵庫県魚崎 | 山邑太左衛門 | 任意契約 |
| 八九〇 | 十一月二十日 | 二三、八五〇 | 〃 | 高谷定次郎外二十九人 | 堺市 | 大塚和三郎 | 〃 |
| 六五〇 | 十一月二十五日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 氏原　再三外　三十人 | 兵庫県今津 | 鷲尾　萬助 | 〃 |
| 七〇〇 | 仝　日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 平田亀次郎外　十人 | 御影町 | 山路久太郎 | 〃 |
| 一、七五〇 | 十一月二十二日 | 二三、五〇〇 | 〃 | 山下卯三郎外三十七人 | 京都府伏見町 | 大倉　恒吉 | 〃 |
| 七五〇 | 十一月二十日 | 二四、〇〇〇 | 清水村 | 矢向文次郎外二十七人 | 西成郡伝法町 | 井上信次郎 | 〃 |
| 五〇〇 | 十一月二十日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 鍛内　捨吉外　三十人 | 清水村 | 小林吉之助 | 〃 |
| 五〇〇 | 十一月二十二日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 中谷　常吉外　三十人 | 西成郡伝法町 | 井上信次郎 | 〃 |
| 四四八 | 十二月三十日 | 二三、八五〇 | 磐手村 | 奥田　治郎外三十七人 | 京都府伏見町 | 大倉　恒吉 | 〃 |
| 一、三八三 | 仝　日 | 二三、二〇〇 | 〃 | 中井泰次郎外四十六人 | 〃 | 仝　人 | 〃 |
| 七五 | 十一月二十八日 | 二三、三三〇 | 〃 | 中西治郎吉外　十一人 | 茨木町 | 北村　平三 | 〃 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二五 | 十二月二十日 | 二一、〇〇〇 | 磐手村 | 中西長兵衛外　三人 | 兵庫県今津 | 鷲尾　萬助 | 任意契約 |
| 一〇〇 | 十二月二十五日 | 二〇、六二〇 | 〃 | 中西留三郎外　六人 | 西宮町 | 覚心平十郎 | 〃 |
| 一五四 | 十一月二十二日 | 二二、三〇〇 | 〃 | 平井秀次郎外　十七人 | 京都府伏見町 | 大倉　恒吉 | 〃 |
| 一五五 | 十二月　一日 | 二三、三三〇 | 〃 | 仝　人外　十二人 | 茨木町 | 北村　平三 | 〃 |
| 五六〇 | 十二月二十日 | 二一、九〇〇 | 〃 | 仝　人外三十七人 | 兵庫県今津 | 鷲尾　萬助 | 〃 |
| 三七五 | 大正三年一月十六日 | 二〇、二五〇 | 〃 | 仝　人外三十二人 | 〃 | 鷲尾　萬助 | 〃 |
| 二五〇 | 一月十九日 | 一八、九〇〇 | 〃 | 石井常次郎外　十九人 | 伏見町 | 山本辰右衛門 | 〃 |
| 三三〇 | 大正二年十二月　二日 | 二三、四〇〇 | 〃 | 久保寅次郎外　二十人 | 御影町 | 新居嘉右衛門 | 兜　売 |
| 五〇〇 | 十二月二十三日 | 二一、五〇〇 | 〃 | 小野　幸作外三十二人 | 〃 | 新居嘉右衛門 | 任意契約 |
| 二五〇 | 大正三年　一月十五日 | 一六、八〇〇 | 島本村 | 伊藤　弥平外　七人 | 島本村 | 伊藤米穀店 | 〃 |
| 二〇〇 | 大正二年十二月二十四日 | 一八、九〇〇 | 〃 | 能勢庄次郎外　三人 | 〃 | 仝　人 | 〃 |
| 六二五 | 十二月　九日 | 二二、二〇〇 | 三島村 | 木村小右衛門外十五人 | 兵庫県御影町 | 泉　仙助 | 〃 |
| 七五〇 | 十二月十一日 | 二二、三〇〇 | 〃 | 寺田　竹蔵外二十三人 | 〃 | 嘉納治郎右衛門 | 〃 |
| 三五〇 | 十二月十五日 | 二二、一〇〇 | 〃 | 野辺　要顕外　十三人 | 〃 | 御影酒造会社 | 〃 |
| 五〇〇 | 十二月　五日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 岡部常太郎外　十六人 | 京都市 | 松本　治平 | 〃 |
| 三二〇 | 十二月十二日 | 二三、五〇〇 | 〃 | 窪田広太郎外　十人 | 西ノ宮町 | 紅野平左衛門 | 〃 |
| 四五〇 | 十二月　五日 | 二三、五〇〇 | 〃 | 虎谷　理吉外　二十人 | 御影町 | 安堂　安吉 | 〃 |
| 一二五 | 十二月二十日 | 二三、五〇〇 | 〃 | 虎谷市太郎外　二人 | 茨木町 | 中尾定二郎 | 〃 |
| 一、八〇〇 | 十二月　日 | 二一、八〇〇 | 〃 | 中村文五郎外　三十人 | 西ノ宮町 | 紅野平左衛門外 | 〃 |
| 三七五 | 大正三年一月 | 二〇、五〇〇 | 〃 | 橘　治三郎外　十五人 | 西ノ宮町 | 辰馬　悦造 | 〃 |
| 三七五 | 大正三年一月 | 一八、七〇〇 | 〃 | 西村卯一郎外　十人 | 富田村 | 笹井　某 | 〃 |
| 六〇〇 | 〃 | 一八、八〇〇 | 〃 | 太田善右衛門外　四人 | 阿武野村 | 福田清次郎 | 〃 |
| 六二二 | 大正二年十一月二十日 | 二三、七五〇 | 〃 | 奥野重太郎外　十八人 | 京都市 | 堀野　久造 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五五〇 | 大正三年 | 一月十八日 | 一五、五〇〇 | 三島村 | 田尻絞右衛門外 四人 | 今津 | 鷲尾久太郎 | 任意契約 |
| 三〇〇 | 大正二年十二月 | 十日 | 二二、〇〇〇 | 〃 | 寺田 兼蔵外 五人 | 西ノ宮 | 阪口 吉造 | 〃 |
| 三四一 | 〃 | | 二二、〇〇〇 | 〃 | 林 周太郎外 六人 | 〃 | 仝 人 | 〃 |
| 五五〇 | 〃 | | 二二、〇〇〇 | 〃 | 西田与三郎外 二人 | 〃 | 仝 人 | 〃 |
| 二七五 | 大正三年 | 一月十五日 | 一九、〇〇〇 | 〃 | 同 人外 三人 | 兵庫県今津 | 鷲尾 万助 | 〃 |
| 三〇〇 | 大正二年十二月 | 十日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 中尾吉三郎外 六人 | 西ノ宮町 | 酒造会社 | 〃 |
| 五〇〇 | 〃 | | 二二、〇〇〇 | 〃 | 小林元次郎外 二人 | 富田村 | 酒造組合 | 〃 |
| 一、八四八 | | 十一月 | 二四、六〇〇 | 安威村 | 乾 亮吉外四十二人 | 西ノ宮町 | 辰馬 悦造 | 〃 |
| 五二五 | | 十一月 | 二四、六〇〇 | 〃 | 入江仙太郎外 十五人 | 御影町 | 猿丸吉左衛門 | 〃 |
| 四一二 | | 十一月 | 二四、六〇〇 | 〃 | 久保馬次郎外 八人 | 兵庫県魚崎 | 山邑太左衛門 | 〃 |
| 五七四 | | 十一月 | 二四、六〇〇 | 〃 | 高井吉三郎外 十人 | 御影町 | 木村嘉平治 | 〃 |
| 三九〇 | | 十二月 | 二五、五〇〇 | 福井村 | 久保 弥七外三十三人 | 西ノ宮町 | 辰馬 悦造 | 〃 |
| 三二五 | 大正二年十二月 | 七日 | 二五、五〇〇 | 〃 | 仝 | 御影町 | 嘉納合名会社 | 〃 |
| 三二五 | | 十二月 | 二五、五〇〇 | 〃 | 仝 | 今津 | 野田六左衛門 | 〃 |
| 二五〇 | 〃 | 五日 | 二五、五〇〇 | 〃 | 仝 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 |
| 五八三 | 〃 | | 二五、五〇〇 | 〃 | 小谷 武平外 十人 | 兵庫県魚崎 | 山邑太左衛門 | 〃 |
| 六〇〇 | 〃 | | 二五、三〇〇 | 〃 | 上田 虎蔵外 九人 | 西ノ宮町 | 酒造会社 | 〃 |
| 一〇〇 | | 十二月 八日 | 二五、〇〇〇 | 〃 | 上田亀太郎外 四人 | 御影町 | 木原 熊吉 | 〃 |
| | 七五 | 大正三年 一月 八日 | 二一、五〇〇 | 〃 | 仝 | 西ノ灘村 | 若林合名会社 | 〃 |
| 三二五 | 大正二年十二月 | 十日 | 二五、〇〇〇 | 〃 | 田中平太郎外三十三人 | 御影町 | 嘉納合名会社 | 〃 |
| 一八八 | | 十二月 十日 | 二五、三五〇 | 〃 | 仝 | 〃 | 木村嘉平治 | 〃 |
| 一二五 | 〃 | | 二五、〇〇〇 | 〃 | 仝 | 〃 | 木村 嘉平 | 〃 |
| 二一二 | 大正三年 | 一月八日 | 二一、五〇〇 | 〃 | 仝 | 〃 | 仝 人 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五〇〇〇 | 大正二年十二月 | 十日 | 二五、三五〇 | 福井村 | 田中平太郎外三十三人 | 西ノ宮町 | 酒造会社 | 任意契約 |
| 一〇 | 〃 | 〃 | 二五、三五〇 | 〃 | 仝　〃 | 茨木町 | 奥田　戸一 | 〃 |
| 八六 | 十二月 | 六日 | 二五、五〇〇 | 〃 | 小川喜市郎外　一人 | 御影町 | 泉　仙助 | 〃 |
| 一二六 | 〃 | 〃 | 二五、三〇〇 | 〃 | 久保　重吉外　二人 | 西ノ宮町 | 辰馬　悦造 | 〃 |
| 一四五 | 十二月 | 十日 | 二五、〇〇〇 | 〃 | 大谷　政吉外　三人 | 御影町 | 木村　喜平 | 〃 |
| 二七八 | 〃 | 〃 | 二五、〇〇〇 | 〃 | 抱　松太郎外　十一人 | 魚崎 | 鍋谷合名会社 | 〃 |
| 三九〇 | 十二月二十日 | | 二二、五〇〇 | 溝咋村 | 村田　太郎外　五十人 | 御影町 | 嘉納治郎右衛門 | 〃 |
| 三一五 | 〃 | 〃 | 二二、三一五 | 〃 | 川越常太郎外　十一人 | 福井村 | 北野重太郎 | 〃 |
| 四五〇 | 十二月 | 五日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 右崎與五郎外二十四人 | 西ノ宮町 | 酒造会社 | 〃 |
| 六五〇 | 〃 | 〃 | 二二、五五〇 | 〃 | 仝　人外二十二人 | 〃 | 仝　人 | 〃 |
| 一七五 | 十二月 | 七日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 西出吉五郎外　七人 | 三ケ牧村 | 田之江藤吉 | 〃 |
| 一六三 | 〃 | 〃 | 二三、六七〇 | 〃 | 仝　人外　七人 | 〃 | 仝　人 | 〃 |
| 二五〇 | 大正三年 | 一月七日 | 一九、〇〇〇 | 〃 | 川越常太郎外　十一人 | 福井村 | 北野重太郎 | 〃 |
| 一八八 | 〃 | 一月十八日 | 一八、三〇〇 | 〃 | 仝　人外　十一人 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 四一〇 | 〃 | 〃 | 一八、七五〇 | 〃 | 石崎与五郎外　十人 | 御影町 | 嘉納合名会社 | 〃 |
| 一三五 | 大正三年 | 一月二十日 | 一八、〇〇〇 | 〃 | 西出吉五郎外　五人 | 三ケ牧村 | 田之江藤吉 | 〃 |
| 四二五 | 大正二年十二月二十四日 | | 二二、七〇〇 | 春日村 | 向井惣太郎外　十八人 | 西ノ宮町 | 阪口　吉造 | 〃 |
| 三〇五 | 十二月十七日 | | 二三、三〇〇 | 〃 | 庄田栄太郎外　六人 | 〃 | 辰野　悦造 | 〃 |
| 一九二 | 十一月二十九日 | | 二三、三〇〇 | 〃 | 奥野孫三郎外　四人 | 〃 | 阪口　吉造 | 〃 |
| 三〇〇 | 十二月 | 四日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 西田仁三郎外　十人 | 西ノ宮町 | 紅野善三郎 | 〃 |
| 五〇〇 | 十二月十 | 四日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 川村英太郎外　十人 | 御影町 | 嘉納治郎右衛門 | 〃 |
| 五〇〇 | 十二月十 | 一日 | 二四、〇〇〇 | 春日村 | 共同販売組合 | 堺市 | 大塚和三郎 | 〃 |
| 一、〇〇〇 | 十二月 | 十日 | 二三、九五〇 | 〃 | 仝 | 西ノ宮 | 山邑太左衛門 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 七六八 | | 二四、〇〇〇 | 〃 | 春日村 | 西ノ宮 | | 泉仙助酒造会社 | 任意契約 |
| 六四五 | 十二月 一日 | | | | | | | |
| | 十一月二十五日 | 二二、八〇〇 | 〃 | 〃 | 茨木町 | 竹中丑之助 | 〃 | 〃 |
| 二七五 | 大正三年一月二十五日 | 一八、五〇〇 | 〃 | 〃 | 全 人外 八人 | 萩原 寅造 | 〃 | 〃 |
| 七〇〇 | 大正二年十一月十五日 | 二二、三〇〇 | 〃 | 春日村 | 野口 悌三外二十三人 | 竹中 丑松 | 〃 | 〃 |
| 八五〇 | 大正三年一月二十七日 | 一八、五〇〇 | 〃 | 〃 | 茨木町 | 北村 平三 | 〃 | 〃 |
| 三〇〇 | 大正二年十一月二十日 | 二二、七二五 | 〃 | 〃 | 森田久兵衛外二十一人 | 嘉納治良右衛門 | 〃 | 〃 |
| 四二五 | | | | | 寄二治良兵衛外 八人 | | | |
| | 十二月十五日 | 二二、二〇〇 | 〃 | 〃 | 全 人外 十人 | 辰馬平右衛門 | 〃 | 〃 |
| 三七五 | 十二月 十日 | 二二、二〇〇 | 〃 | 〃 | 西ノ宮町 | | | |
| | | | | | 森脇 元郎外 七人 | 酒造会社 | 〃 | 〃 |
| 一五〇 | 十二月二十日 | 二二、二〇〇 | 〃 | 〃 | 御影町 | | | |
| | | | | | 吉田 寿永外 一人 | 竹中丑之助 | 〃 | 〃 |
| 七七五 | | 二二、五〇〇 | 〃 | 〃 | 茨木町 | | | |
| | | | | | 馬場藤太郎外 十八人 | 酒造会社 | 〃 | 〃 |
| 三七五 | | 一九、〇〇〇 | 〃 | 〃 | 西ノ宮町 | | | |
| | 十一月十五日 | 二二、九五〇 | 玉櫛村 | | 全 人 | 全 人 | 〃 | 〃 |
| 六〇〇 | | | | | | | | |
| | 十二月 五日 | 二二、五〇〇 | 〃 | 〃 | 吉田政五郎外 十一人 | 堀野 久造 | 〃 | 〃 |
| 五〇〇 | | | | | 〃 | | | |
| | 十一月二十日 | 二二、七〇〇 | 〃 | 〃 | 全 人外 九人 | 酒造会社 | 〃 | 〃 |
| 七〇〇 | | | | | 京都市 | 競売入札 | | |
| | 十一月十五日 | 二二、〇五〇 | 〃 | 〃 | 井上七三郎外 十一人 | | | |
| 四〇〇 | | | | | 西ノ宮町 | | | |
| | 十一月二十五日 | 二二、一五〇 | 〃 | 〃 | 西田為之助外 十四人 | 嘉納治良右衛門 | 〃 | 〃 |
| 二〇〇 | | | | | 御影町 | | | |
| | 大正三年一月二十日 | 一八、三〇〇 | 〃 | 〃 | 全 人外 九人 | 全 人 | 〃 | 〃 |
| 五〇〇 | | | | | | | | |
| | 大正二年十一月二十五日 | 二二、五〇〇 | 〃 | 〃 | 全 | 酒造会社 | 任意契約 | |
| 七五〇 | | | | | 西ノ宮町 | | | |
| | 大正三年一月 六日 | 一八、六〇〇 | 〃 | 〃 | 平尾次三郎外二十九人 | 全 人 | 競売入札 | |
| 四〇〇 | | | | | 〃 | | | |
| | 大正二年十二月 九日 | 二二、〇〇〇 | 〃 | 〃 | 平尾次三郎外 十九人 | 全 人 | 任意契約 | |
| 五〇〇 | | | | | 〃 | | | |
| | 十二月二十日 | 一八、五〇〇 | 〃 | 〃 | 和仁彦次郎外 十七人 | 辰馬半右衛門 | 〃 | 〃 |
| 二五〇 | | | | | 〃 | | | |
| | 十一月二十五日 | 二二、五〇〇 | 〃 | 石河村 | 京都市 | 堀野 久造 | 〃 | 〃 |
| 九〇〇 | | | | | 岡本 栄作外 七人 | | | |
| | 十一月二十五日 | 二二、五〇〇 | 〃 | 〃 | 御影町 | 嘉納治郎右衛門 | 〃 | 〃 |
| 四〇〇 | | | | | 越水源次郎外 三十人 | | | |
| | 十一月二十五日 | 二三、五〇〇 | 〃 | 〃 | 今津村 | 長部文次郎 | 〃 | 〃 |
| | | | | | 福井 金助外 十人 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六〇〇 | 十一月二十五日 | 〃 | 石河村 | 奥田平太郎外 | 十四人 | 御影町 | 嘉納治郎右衛門 |
| 二五〇 | 十二月 七日 | 〃 | 見山村一円 | 仝 | | 今津 | 鷲尾久太郎 |
| 一一二 | 大正三年一月 十日 | 二〇、五〇〇 | 〃 | 仝 | | 茨木町 | 北村 平七 |
| 一、〇〇〇 | 大正二年十一月 | 日 二三、三五〇 | 〃 | 仝 | | 西ノ宮 | 前田辰之助 |
| 二五〇 | 大正三年一月 | 日 二二、八五〇 | 〃 | 仝 | | 今津 | 長部文次郎 |
| 二五〇 | 一月二十日 | 二、〇〇〇 | 〃 | 仝 | | 西ノ宮 | 酒造会社 |
| 一二五 | 大正三年一月 二日 | 一八、八五〇 | 〃 | 仝 | | 魚崎 | 山邑太左衛門 |
| 九八〇 | 大正二年十一月二十七日 | 二三、二〇〇 | 清溪村 | 奥野平太郎外 | 三十人 | 今津 | 長部文次郎 |
| 八九〇 | 十一月二十五日 | 二三、〇〇〇 | 〃 | 西門信太郎外 | 十六人 | 〃 | 野田六左衛門 |
| 二五七 | 大正三年一月 十日 | 二二、六〇〇 | 〃 | 東 岩次郎外 | 十二人 | 西ノ宮 | 阪口 吉蔵 |
| 二五〇 | 〃 | 二四、八〇〇 | 〃 | 西門伊三郎外 | 二十人 | 今津 | 鷲尾久太郎 |
| 一一五 | 〃 | 〃 | 〃 | 岡田松太郎外 | 二人 | 芦屋 | 猿丸辨次郎 |
| 六二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 兎山 英雄外 | 十人 | 和歌山県 | 南方 常楠 |
| 一七五 | 〃 | 〃 | 〃 | 北浦岩次郎外 | 四人 | 兵庫県鳴尾村 | 辰馬半左衛門 |
| 二〇〇 | 大正二年十一月二十日 | 二四、八〇〇 | 〃 | 谷 為造外 | 十人 | 西成郡伝法町 | 井上信次郎 |
| 四二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 仝 | 人外二十五人 | 西ノ宮 | 酒造会社 |
| 二九五 | 〃 | 〃 | 〃 | 上野伊太郎外 | 五人 | 京都市 | 堀野 久造 |
| 二一二 | 〃 | 〃 | 〃 | 稲本 嵐三外 | 七人 | 西ノ宮 | 辰馬 悦蔵 |
| 二五〇 | 十二月 五日 | 二四、〇〇〇 | 阿武野村生田 | 裏 外 | 一人 | 〃 | 紅野平左衛門 |
| 三四八 | 〃 | 〃 | 〃 | 仝 | | 〃 | 紅野善三郎 |
| 二〇〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 向井直太郎外 | 六人 | 西ノ宮 | 酒造会社 |
| 二二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 仝 | | 今津村 | 鷲尾 文吉 |
| 四七五 | 〃 | 〃 | 〃 | 生田辨次郎外 | 八人 | 魚崎 | 山邑太左衛門 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 四七五 | 十二月 五日 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 阿武野村寺川松太郎外 六人 | 魚崎 | 鈴木忠右衛門 | 任意契約 | |
| 一二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 岸田伊太郎外 二人 | 京都府 | 大橋 弥七 | 〃 | |
| 七六五 | 十二月 六日 | 〃 | 〃 | 吉田直次郎外 二十人 | 伏見町 | 大谷恒次郎 | 〃 | |
| 一、二五〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 仝 人外三十二人 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 | |
| 五九五 | 十二月 四日 | 〃 | 〃 | 宮本平太郎外 十人 | 今津 | 野田六左衛門 | 〃 | |
| 一一二 | 〃 | 〃 | 〃 | 木村仙太郎外 五人 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 | |
| 一二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 樋口長太郎外 四人 | 富田村 | 酒造組合 | 〃 | |
| 四五〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 岸田 平松外 十三人 | 西ノ宮 | 紅野平左衛門 | 〃 | |
| 三八三 | 〃 | 〃 | 〃 | 岸田重右衛門外十八人 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 | |
| 二九九 | 〃 | 二〇、〇〇〇 | 阿武野村松本種次郎外 十三人 | | 芥川村 | 森本良太郎 | 〃 | |
| 三八〇 | 十二月 五日 | 〃 | 〃 | 阪井勝太郎外 十人 | 魚崎 | 山邑太左衛門 | 〃 | |
| 四五〇 | 〃 | 二四、〇〇〇 | 〃 | 平田清次郎外 二十人 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 | |
| 二五〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 田中 慶造外 十八人 | 今津 | 長部文次郎 | 〃 | |
| 九九二 | 大正二年十二月 五日 | 二〇、〇〇〇 | 〃 | 松下楳太郎外 十八人 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 七三八 | 〃 | 〃 | 〃 | 米山 義造外 三十人 | 御影町 | 泉 仙助 | 〃 | |
| 九、〇七五 | 十一月二十五日 | 二六、二〇〇 | 豊川村 | 笹川駒太郎外 三十人 | 伊丹町 | 小西新右衛門外五人 | 〃 | |
| 三、四九八 | 十二月 一日 | 二五、〇〇〇 | 〃 | 宮脇吉太郎外九十五人 | 西ノ宮 | 辰馬 悦造外 二人 | 〃 | |
| 一、四三五 | 十二月 三日 | 二五、一〇〇 | 〃 | 細川庄兵衛外 三十人 | 〃 | 仝 人 | 〃 | |
| 二、〇六〇 | 〃 | 二四、七五〇 | 〃 | 久保七郎磨外百二十人 | 〃 | 仝 人 | 〃 | |
| 五、〇五五 | 十一月二十三日 | 二四、五五〇 | 〃 | 小野 文六外百七十人 | 〃 | 仝人外三人 | 〃 | |
| 合 計 | | 九七、八〇九俵 | | | | | | |

〔「大阪の酒米」大阪酒米振興会編 昭和三〇年 所収〕

**良質米生産の諸条件**　このように質量ともにすぐれた米穀生産は「牛耕型労働集約経営」〔前掲『明治初期村誌集成』解題、高井康夫、高槻市役所〕による明治前期以来の高水準の生産展開の結実であった。

明治前期における高槻市域各農村の牛馬数と各農家一戸当り家畜数を示した表一一八をみると、相当の高い所有比率がみとめられる。

牛は「四月二十五日地拵ヱ牛犁ヲ以テ六度耕ス……」〔「成合村戸長役場行政文書綴」明治一四、「米之部」〕とあるように田植前の整地作業に使役して効率を高めるとともに、「島上・島下両郡ノ米穀ハ多ク灘、伊丹地方ノ造酒家ニ販売」されたが、「従来ハ先ヅ淀川沿岸ノ前島・唐崎・三島江・吹田等ノ諸村ニ牛背ヲ以テ輸送」〔前掲『大阪府之部　農事調査』〕されていたように運搬にも利用し、その他「藁并ニ刈草ニ牛糞ヲ積込、四週間ヲ経テ腐レハ耕地肥シニ用ユ」〔「農事取調書上　島上郡番田村」明治一四年〕とあるように、厩肥にも活用していた。

米穀生産の高水準が役牛の所有数の多さに反映し、それによる牛耕の発展が一層生産水準を高めるという相互作用をもたらし、また金肥の普及が牛耕による深耕を要求し、そのことも生産力の向上に資することになった。

その上に京都・大阪からの屎尿・干鰯移入の便もよく、肥料条件に恵まれており、「本郡（島上・島下郡―筆者注）ハ大阪市ヲ距ル遠カラス、且前項ニ記セシ如ク淀川ニ瀕シ、舟楫ノ便アルヲ以テ、郡ノ東南半部即チ同川ニ瀕セル處ハ該市内ノ屎尿ヲ汲ミ取リ、水路之ヲ輸送シ帰ル事ヲ得ルノ利アリ、其西北半部ハ如此キ便利ナシト雖トモ、汽車或ハ牛馬ノ便ニ依リ乾鰯其他ノ人造肥料及ヒ播磨・阿波・讃岐等ノ塩竈土ヲ大阪ヨリ輸入シ得ルヲ以テ、毫ニモ不便ヲ感スル事ナシトス」〔前掲『大阪府之部　農事調査』〕ということで、特に金肥として大切であっ

た干鰯肥料の高騰の場合には近世以来の伝統をもつ下肥の需要が叫ばれることが多かっただけにこの地域は条件がよかったといえよう。また、「……資力乏シキ者ハ適宜仲買人ト定約シ信用借（肥料の―筆者注）ヲナスモノ多シ」ということもあった。

さらにまた、この地方は淀・池田・伏見などの酒造地帯を近くにもって市場条件もよく、北の鉄道、南の淀川舟運と交通の便も申し分なく、運輸条件も整っており、このような好条件があいまって米を主軸とする農産物構成を成り立たせていたのであった。

表118　農家1戸当り家畜数
(1879(明治12)年)（単位：頭）

| | 専業農家 | 総農家 |
|---|---|---|
| 高槻部 | 0.167 | 0.167 |
| 上田部 | 0.140 | 0.140 |
| 芥川家 | 0.163 | 0.163 |
| 郡合 | 0.473 | 0.443 |
| 成住 | 0.350 | 0.350 |
| 東五百住 | 0.364 | 0.328 |
| 西五百住 | 0.258 | 0.186 |
| 津之江 | 0.426 | 0.420 |
| 芝生 | 0.435 | 0.390 |
| 庄所 | — | — |
| 三島江 | 0.276 | 0.211 |
| 柱本 | 0.247 | 0.187 |
| 西唐崎 | 0.318 | 0.231 |
| 萩庄 | 0.289 | 0.149 |
| | — | — |

注）『明治初期村誌集編』解題より引用・一部追加

**酒米と飯米**　そして酒米の合同販売を基軸とする農民たちの生活とその再生産を保障した要件の一つとして次のような側面があったのである。

「当地（茨木・粟生地区――筆者注）産米ハ悉ク酒造米トシテ高価ニ売却セラレ、自家食料用トシテハ調製ノ際生シタル悪米ノ外ナキヲ以テ、不足額ハ本郡並ニ隣郡ヨリ一石ニ付三円位ノ割安米ヲ別ニ共同購入シテ食料ニ供セル有様ナリ、今本組合（有限責任粟生改良米販売組合―筆者注）ノ最近五ケ年間ノ販売高及平均販売価格ヲ示セハ左ノ如シ、但シ産業組合組織トナリシハ明治四十二年ヨリナリ

| 年次 | 販売石数 | 平均一石価格 |
|---|---|---|
| 明治三十八年 | 二、一〇〇石 | 一七、円六〇〇 |

同　三十九年　二、四二〇　　一七、七〇〇
同　四　十　年　二、三六〇　　一八、四五〇
同　四十一年　二、三八〇　　一六、七〇〇
同　四十二年　二、一〇〇　　一四、五〇〇

これらの事情は、阿武野村や清水村の場合も基本的に同様であったと考えられるが、そのこととも関連して、大正元年に実施された清水村の「農事調査」中の次の記述が注目されるところである。

八、米価

| | (明治)二十三年 | 三十二年 | 四十一年 | 四十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 共同販売セシ一石ノ米価 | 六、九〇〇(円) | 一五、〇〇〇(円) | 一六、七五〇(円) | 一八、八五〇(円) |

本村産米ハ造酒酛米ニシテ前記価格ヲ以テ販売セシモ、之レヲ飯米トシテ売買スルトキハ、一石ニ付一円乃至一円五十銭位低廉ナラザレバ売買出来ズ、農村トシテハ左記計算表ニ示ス代価ニテ販売セザレバ、農家ノ生活困難ナルハ免レザル所ナリ

| | 二十三年 | 三十二年 | 四十一年 | 四十四年 |
|---|---|---|---|---|
| 一反歩耕耘等ニ要スル費用 | 一六、四五〇(円) | 三〇、九四五(円) | 五〇、二四五(円) | 五五、二一〇(円) |
| 一家平均負担公租 | 三、一八八 | 六、五五五 | 七、九二〇 | 一〇、〇九二 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 一九、六三八 | 三七、五〇〇 | 五八、一六五 | 六五、三〇二 |
| 一反歩収穫高 | 三、二(石) | 三、一(石) | 三、二〇五(石) | 三、二三(石) |
| 一石当代価 | 六、一三七(円) | 一二、〇九七(円) | 一八、一五〇(円) | 二〇、二二〇(円) |

〔大正元年「三島郡清水村、農事調査」(織家文書)〕

ただし、南部の淀川に近い低湿地帯の村々の産米の質は、相対的に低下し、酒米に適しないものもあって、一概に論じられぬ面のあったことも確認しておこう。

**罌粟栽培の展開**　米穀以外の特有農産物で注目されるものに阿片製造の原料である罌粟(けし)栽培があった。先にあげた表一一六によると、明治前期、高槻市域では西面村で栽培されていた事実をみとめることができるが、以後大正・昭和にかけても同村を中心に盛衰はあっても継続して栽培されていった。

一八八五(明治一八)年、西面村勧業委員から郡役所へ出されたところの西面村における罌粟栽培の沿革に関する報告箇所によると、天保八(一八三七)年西面村の植田四郎兵衛なる者が大阪道修町の近江屋という薬屋に奉公中、東北地方の得意先回りの際、津軽で罌粟栽培と阿片製造法を学び、その内容を兄の五十八に授け玉川周辺に栽培しだしたのがそのはじまりであった。そして明治に入り、元(一八六八)年五月の洪水により水害をうけた農地を地主より借りうけた農民たちの手により栽培がひろがったのが機縁で周辺へさらに普及していったということであった〔近現代一三三〕。

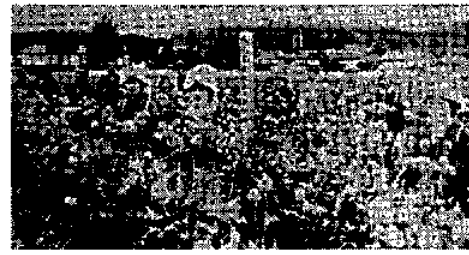

写269　けしの栽培「(戦争と日本阿片史」より)

阿片に関しては「阿片専売法」が明治二（一八七〇）年八月に公布され、その製造・販売・吸飲などに対する国家統制が開始されたが、その後一八七八（同一一）年・八〇（同一三）年と次第に統制内容が強められていき、「莫兒（モル）比涅（ヒネ）含量所定の額に達せざるものは政府へ没収せらるるに至りしかば、栽培は漸次減少し一時は副産物たる種子果皮の収益を以て栽培するが如き感ありき。」〔「罌粟栽培及阿片製造法、二反長音蔵調査」『大阪府農会報』第一八三号〕という状況となった。「（明治十八年―筆者注）十一月十二日付ケ達ニヨレハ六分以下ノ分ハ一切買上ケ不相成、然ララハ（衍カ）該製造人ニ於テモ万一六分以下ニ位セシ限リハ、数百日ノ労力ヲ一時ニ失敗ノ恐怖ヲ懐キ、一旦発生セシ罌粟ヲスキカヘシ、俄然菜種作ニ変更セシ者モ之レアリ」〔近現代一三三〕という西面村の様子もこのことを物語っている。当時、政府買い上げの賠償交付金額は、百分中モルヒネ含有量五分（五パーセント）以上六分（六パーセント）未満のものは百匁につき一円、一分（一パーセント）を増すごとに五〇銭を加算、五分（五パーセント）未満のものは全部没収ということになっていた。

**阿片製造と農民**　このような国家統制下で罌粟栽培の成果が思わしくない場合には、農民の間から大阪府知事に対ししばしば歎願書が提出され、その買い上げ条件の緩和が求められた。特に一八七八（明治一一）年の太政官布告第二一号により製品をすべて大阪府司薬場へ納入し、その試験によりモルヒネ含有量に応じて賠償金が下付される措置が農民に最も大きな影響を与えた。

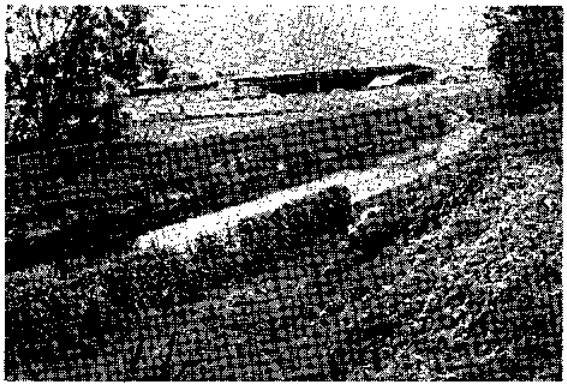

写270 玉川の流れ（市内玉川四丁目）

一八八一（明治一四）年七月、西面村の阿片製造人より「……昨年来本村ニ於テ製造人三十七名ノ内（モルヒネ）含量（五〇）以上ノモノ十六名、（三〇）ヨリ（二〇）迄ノモノ十一名、（二〇）以下ノモノ十名ナリ、右ハ全ク（モルヒネ）ノ良否ヲ生ズルハ初収ト晩収ノ乳液ニ濃淡アルユヘト察セラレ、本年ハ製造気節ノ際強雨連日降続キ候故、製造高昨年ニ比スレハ半額ニモ不及、依之下品ノミ有之候テハ製造人ノモノ共米麦ノ耕作ヨリモ一層注意尽力シ互ニ競フテ罌粟ヲ培養シ阿片製造スルノ勉強心ヲ失スルハ勿論、近来肥糞高価ニ付貧民ノ者共肥料払方等ニ確ト差詰リ、剰低田ノ耕地ハ凡拾五町余モ霖雨ニテ水底ニ沈ミ、稲作植付ノ季節ヲ失ヒ難渋ニ陥リ候ニ付、本年ハ（モルヒネ）ノ含量（五〇）以上ノ分ハ御買上ケ被成下（四〇）以下ノ分ハ其侭御下渡被成下、適宜売捌御免許御聞済被成下候ハヽ難有奉存候、依之右製造人連署ヲ以テ此段奉懇願候也」との歎願書が知事あて提出されたが却下されてしまった。さらに翌一八八二（同一五）年にも「本年製造阿片御試験済ニ相成処、（モルヒネ）含量格外少量ニシテ価額昨年ニ比スレハ三分ノ一ニモ至ラズ、此侭代価請求仕候テハ肥手料モ無之」との状況下で「（モルヒネ）多少ノ差ヲ生スル処ハ初収ト晩収ト乳液ニ濃淡アルユヘト相察シ、尤モ日ニ晒シ干固セシ品ニ付御試験ノ際ハ粉末トナリ、初採晩収トモ能ク混

和セシモノト雖モ漸ク一匙ヲ取リ以テ御タメシノ儀ニ付、晩収ノ粉末匙ニカカリタレハ（モルヒネ）ノ含量劣ルモノト愚惑解シ兼候処ヨリ……」、モルヒネ含量六分（六パーセント）以下の分の再度の試験を願い出たのであった。この裁断結果については明らかでないが、当時は「松方デフレ」による生活苦が深まっていた時だけに事態は深刻であったと想像できるのである。

しかし、その後品種改良の努力が行われて質の向上をみるとともに、明治三十年代に入ると次第に賠償価格も高められて漸く復興の徴候をみせるようになったのである。

**阿片製造の工程**　この頃、日清戦争の結果清国より奪取した台湾に蔓延していた阿片の取り扱いをめぐって台湾総督府部内では急進的な全面禁止論と、漸進的な部分禁止論がたたかわされていたが、結局後者に落着くことになった。この背景には阿片専売による莫大な収益と、台湾島民の激しい抵抗を緩和させるための謀略物資としての利用という二つの面からの配慮があった。こうして一八九八（明治三一）年、台湾阿片令が施行されることになったが、その第三条には「阿片煙膏ハ阿片癮ニ陥リタリト認ムル者ニ限リ其ノ購売及ビ吸食ヲ特許シ鑑札ヲ付与ス。」（『戦争と日本阿片』『史』二反長半著）とあり、部分的に吸飲は認めたが、罌粟栽培は禁止していたため、日本の内地栽培が重視されてくることになり、台湾総督府の罌粟試作田の名で内地生産がすすめられた。三島郡で西面村と並んで罌粟栽培のさかんであった福井村（現茨木市）の素封家で自作地主であった二反長家の音蔵が、内務省衛生局長や台湾民生長官にもなった後藤新平と親交のあったこともあって、その意をうけて栽培の宣伝普及に力を入れ、適地である南向きの砂地の畑を求めて歩いたのもこの時期のことであった。このようにして明治後期には罌粟栽培はようやく軌道に復するとともに、その後さらに第一

次大戦中、従来最も多量に阿片を輸入していたドイツ・オーストリアはもとよりイギリスなど連合国からの輸入が途絶したため内地生産が一層重視されることとなり、政府は賠償価格を引き上げるとともに各地で講習会を開設するなどその保護奨励に努めたため、一層の盛況を呈することとなった。

罌粟栽培・阿片製造過程では採汁時に多くの手間と労力を要した。

写271　福井旧村（茨木市東福井一丁目）

「採汁方法　子房の表面隆起せる部を一回に三筋づつ隔日に剃刀にて内腔に達せざる様切込べし、深きに過ぐるときは其一株は分泌を止め、又種実成熟の後種子脱出の虞あり、而して切込後二三分時を経るときは液汁を分泌するを以て、箆にて拭ひ取り用意せる茶碗に収む（採汁方は茶碗台に陶器製の茶碗を入れたるものを帯に挟むを便とす）、故に切る者と採汁する者と手分して行ふべし、採汁時間は午前十時より午後四時とすれども、第三回目後に宵切と称し前日夕方に切り込み翌朝採汁することあり、されば採汁時期には雨天と雖も休業する能はず、液汁の分泌は天候に関係する事多く、気温高くして曇天又は雨天のときは分泌量多く、低温なるとき又は晴天打続きて乾燥せるときは分泌量少し、「モルヒネ」含量は初回最も多く回を重ぬるに従ひ漸次減少す

液汁乾燥　液汁は其都度種油を塗りたる竹の皮に箆にて薄く広げ十五日乃至二十日間陽乾す雨天続く時は暖炉にて乾燥す可し」

（「大阪府農家副業品調査書」大阪府農務課大正八年）

右にみるように、採汁時には根気と細かい神経を要する作業を行ったのであり、そのことは次の史料の米・麦・菜種・罌粟の四種の生産に関する収支

比較の一覧表をみてもわかるが、しかしその収益の大きさは圧倒的であり、その背後にある国家による保護統制の大なることは明らかであった。

表一一九　大正三年度米・罌粟・麦安・菜種試作一覧表

収入の部

米作の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 名酒元米 | 三石二斗 | 単一五・五 四九・六〇〇 |
| 中米 | 二斗 | 二・〇〇〇 |
| 小米 | 五升 | ・三〇〇 |
| 藁 | 百五十束 | 一・〇〇〇 |
| 粃豆 | 四升 | ・二六〇 |
| 計 | | 五三・一六〇 |

罌粟作の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 阿片 | 四百五十匁 | 単一四 六三・〇〇〇 |
| 種子 | 五斗七升 | 単二五 一四・二五〇 |
| 子房殻 | 十七貫目 | 単三〇〇 五・一〇〇 |
| 計 | | 八二・三五〇 |

麦安作の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 麦安 | 二石四斗 | 一六・八〇〇 |
| 麦稈 | 百束 | ・五〇〇 |
| 計 | | 一七・三〇〇 |

菜種作の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 菜種 | 八斗 | 七・二〇〇 |
| 菜種木 | | ・五〇〇 |
| 計 | | 七・七〇〇 |

支出の部（肥料及雑費）

米作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 年貢米 | 一石六斗 | 二四・四〇〇 |
| 苗代借地料米 | 一升 | ・一五五 |
| 苗代肥料 | | ・三〇〇 |

罌粟作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 干鰯 | 十貫目 | 四・五〇〇 |
| 灰 | 三十貫目 | ・五〇〇 |
| 馬屋肥 | 二荷 | ・三〇〇 |

麦安作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 干鰯 | 十貫目 | 四・五〇〇 |
| 馬屋肥 | 五荷 | ・七五〇 |
| 灰 | 二十貫目 | ・五〇〇 |

菜種作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 干鰯 | 十貫目 | 四・五〇〇 |
| 馬屋肥 | 五荷 | ・七五〇 |
| 人糞 | 二荷 | 一・〇〇〇 |

## 支出の部（農夫）

### 米作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 苗代整地及播下 | 五分 | ・三五 |
| 苗代手入 | 一人 | ・三五 |
| 苗代雑用 | 半人 | ・三五 |
| 田耕 | 一反 | 一・〇〇 |
| 整地 | 一反 | 一・〇〇 |
| 苗取植附 | 一反 | 一・〇〇 |
| 豆柏 | 大三個 | 四・三五 |
| 干鰯 | 十貫目 | 四・三五 |
| 馬屋肥 | 十荷 | 一・三五 |
| 害虫駆除用石油 | 二升 | ・三五 |
| 俵 | 八個 | ・八〇 |
| 縄 | 八百匁 | ・一〇 |
| 農具損料 | | ・三五 |
| 計 | | 六・九五 |

### 畧菜作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 田耕 | 一反 | 一・〇〇 |
| 土壌細末 | 二人 | 一・〇〇 |
| 筋付 | 一人 | ・三五 |
| 播種施肥 | 一人 | ・三五 |
| 一二三耕作 | 六人半 | 三・三五 |
| 切谷 | 女八人 | 除 |
| 草取 | 女八回 | 除 |
| 人尿 | 八荷 | 四・〇〇 |
| 農具損料 | | ・三〇 |
| 計 | | 九・六〇 |

### 麦安作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 田耕 | 一反 | 一・〇〇 |
| 土壌細末 | 二人 | 一・〇〇 |
| 筋付 | 一人 | ・三五 |
| 一二三耕作 | 五人半 | 三・三五 |
| 施肥 | 半人 | ・三五 |
| 草取 | 一人 | ・三五 |
| 人尿 | 三荷 | 一・三五 |
| 俵 | 六個 | ・六〇 |
| 縄 | 六百匁 | ・二〇 |
| 農具損料 | | ・三〇 |
| 計 | | 八・〇〇 |

### 菜種作支出の部

| 品目 | 数量 | 金員 |
|---|---|---|
| 田耕 | 一反 | 一・〇〇 |
| 土壌細末 | 二人 | 一・〇〇 |
| 筋付 | 一人 | ・三五 |
| 菜種植 | 半人 | ・三五 |
| 一二三耕作 | 五人半 | 三・三五 |
| 切谷 | 一人半男女 | ・三五 |
| 農具損料 | | ・三五 |
| 計 | | 六・三五 |

| 作業 | 人数 | 金額 |
|---|---|---|
| 除草 | 五回 | 二・五〇〇 |
| 灌漑 | 一人半 | ・七五〇 |
| 秋除草 | 半人 | ・二五〇 |
| 稲刈稲掛 | 三人 | 一・五〇〇 |
| 稲扱藁束運送 | 三人 | 一・五〇〇 |
| 精米俵入 | 三人 | 一・五〇〇 |
| 雑用 | 一人 | ・五〇〇 |
| 計 | | 一三・一〇〇 |

| 作業 | 人数 | 金額 |
|---|---|---|
| 液汁採取阿片製造 | 三十二人 | 一三・八〇〇 |
| 雑用 | 一人 | ・五〇〇 |
| 子房刈 | 三人 | 一・五〇〇 |
| 種子打 | 一人半 | ・七五〇 |
| 計 | | 二四・二〇〇 |

| 作業 | 人数 | 金額 |
|---|---|---|
| 麦刈麦扱 | 四人 | ・二〇〇 |
| 麦打 | 二男女人 | 一・〇〇〇 |
| 俵入 | 一人 | ・五〇〇 |
| 雑用 | 一人 | ・五〇〇 |
| 計 | | 九・八〇〇 |

| 作業 | 人数 | 金額 |
|---|---|---|
| 種刈種打 | 四人 | 一・五〇〇 |
| 施肥 | 半人 | ・二五〇 |
| 計 | | 八・〇〇〇 |

収入支出損益比較表

| | 収入部 | 支出部 | 差引益 |
|---|---|---|---|
| 米作の部 | 五五・一六〇 | 四九・〇七四 | 六・〇八五 |

| | 収入部 | 支出部 | 差引益 |
|---|---|---|---|
| 罌粟作の部 | 八二・三五〇 | 三三・八〇〇 | 四八・五五〇 |

| | 収入部 | 支出部 | 差引損 |
|---|---|---|---|
| 麦安作の部 | 一七・三〇〇 | 一七・八〇〇 | ・五〇〇 |

| | 収入部 | 支出部 | 差引損 |
|---|---|---|---|
| 菜種作の部 | 七・七〇〇 | 一四・五五〇 | 六・八五〇 |

自作の収入と支出

| | 年貢干鰯害虫用石油 | 雑費 | 農夫賃 |
|---|---|---|---|
| 米作の部 | 二四・〇五四 | 六・九二〇 | 一三・一〇〇 |

| | 肥料代 | 雑費 | 農夫賃 |
|---|---|---|---|
| 罌粟作の部 | 八・〇〇〇 | 一・一〇〇 | 二四・二〇〇 |

| | 肥料代 | 雑費 | 農夫賃 |
|---|---|---|---|
| 麦安作の部 | 六・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 九・八〇〇 |

| | 肥料代 | 雑費 | 農夫賃 |
|---|---|---|---|
| 菜種作の部 | 五・五〇〇 | ・〇五〇 | 八・〇〇〇 |

（『大阪府農会報』第一八三号）

さらに、明治末からは阿片密売がさかんに行われ、これがまた農家のふところをこやすことも少くなかったのであり、明治末から大正期に入って密売人の検挙を伝える新聞報道が紙面をにぎわすことも多かったのであった。この密売品は四・五回も阿片液を採取したあとのモルヒネ含有量の乏しい不良品がそのほとんどで、公定賠償金の何倍もの値で販売されたのであり、買手は中国人密買者が多く、淀川を下る筏の竹の空洞につめて大阪港の中国人町川口町へと流すものもあったという（前掲『戦争と日本阿片史』）。

阿片はこの後大正からさらに昭和に入って日本の大陸侵略の進行とともに、軍事用医薬品としてはもちろん、朝鮮・中国における民族運動を麻痺させ、またその売買によって多大な利益をひき出す謀略物資として軍部の手により広く活用されていったのであった。

**寒天マニュの展開**　高槻地方における特有産物として注目される一つに寒天があった。先にあげた『明治初期村誌』により作成された物産表をみても上田辺・芥川における生産がみとめられるが、明治以降最もさかんな地域は北辺の山間部とその周辺であり、清水村の服部・真上・原地区が特に寒天製造業者の多くを占めていたのであった。

北摂地方における寒天製造業の開始は江戸時代後半、一七七〇年代といわれており、マニュファクチュア経営の形態で営業がすすめられた。販路は町場向けの嗜好品としての内需（角寒天）とともに中国向け輸出品（細寒天）としての外需に支えられていた。近世寒天マニュの成立条件には当時の技術水準よりみて気候や地形などの自然条件による制約があり、同時に原料である天草の仕入れや製品の販売上の交通の便の問題もあってその生産には地域的限界を余儀なくされた。これらのことは寛政十（一七九八）年、大坂町奉行所に株仲

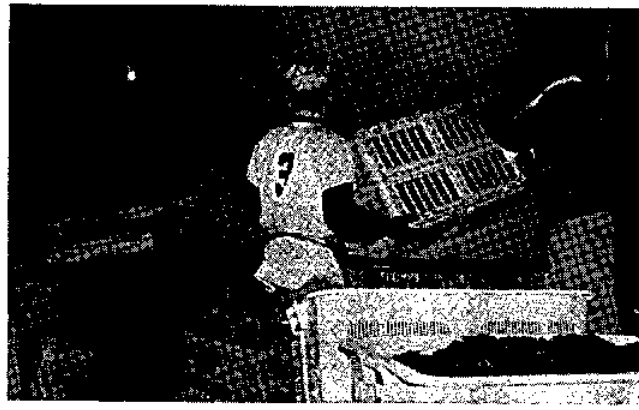

写272　寒天のかまたき作業(教育委員会提供)

間結成を出願した島上・島下・豊島一八カ村の寒天屋三四人の所在をみると、西国街道筋一四人、丹波街道筋一二人、枚方街道筋八人で、現高槻市域内では芥川村三人、高槻村一人、津之江村二人、東五百住村三人、土室村一人、塚脇村一人、原村一人、萩谷村一人となっているのをみても確認できるのである(「北摂地域における寒天マニュの展開」小林茂)。そして、この限界をのりこえて、より自然条件に適した中山間や山間部へ重心を移動させるのは明治期に入り殖産興業政策とあいまって、一方で製造技術にも改良の手が加わり、他方で鉄道の発達という近代化過程を通じてであり、明治中期以降に古くからの平野部の製造地(高槻地域では上田辺・高槻・如是・津之江など)は次第に消滅の運命をたどることとなった。

江戸時代、株仲間を結成して営業をすすめてきた寒天屋は、明治へ入ってもその営業権を確保するため政府の関係機関に働きかけていった。その結果、慶応四(一八六八)年四月には旧幕以来の株の存置が認められることになった。その後明治三(一八七〇)年八月には「仲組寒天製造商社」が北摂八カ村、一二人(高槻地域では、芥川・真上・成合の各四人、後に服部村加入)の参加で結成され、さらに

十月には各地の商社組織を統合する「寒天製造惣商社」が組織されたが、それらの商社の実体は、いずれも旧幕時代の寒天仲間が横すべりしたものであった（前掲小林茂論文）。

明治五（一八七二）年に入ると、政府は「殖産興業」政策をすすめる立場から株仲間解散方針を明らかにしていったが、先述の「仲組商社」も四月には解散されたのである。この後、寒天製造業界は予想される混乱に対処すべく各種の企てがなされたにもかかわらず、無統制状態におちいり、寒天経営の危機がおとずれることとなった。

**寒天生産者の組織化**　一八八四（明治一七）年に入って、問屋と製造人との結合を強め業界の混乱を収拾するために、島上・島下郡役所間で凍瓊脂共進会が開かれたが、これを契機に業界の統合がすすみ、同年一〇月には凍瓊脂製造業問屋結合盟約が関係業者の間で締結され、問屋と生産者間の封建的な関係を精算してゆく契機となったが、なお現実には両者間の確執は絶えなかった。大阪・京都・兵庫の二府一県の寒天製造業者は一八八七（明治二〇）年四月に茨木に会し、連合組合を結成して一致団結することを約し、創立委員一〇名が設けられたが、その中には真上村の中村常之助、服部村の古藤万二郎の名があった。ついで一〇月に入って正式に二府一県連合凍瓊脂製

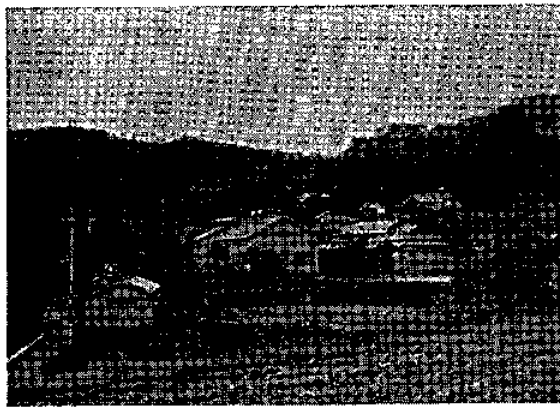

写273　城山旧村（市内大字原）

造組合が発足し、翌一八八八（同二一）年五月に茨木の本願寺別院で組合本部の開業式が盛大に挙行された。組合には六つの地域支部が置かれたが、島上郡は交野郡とともにその第二支部に属した。その後一八九二（明治二五）年一〇月には一般の寒天製造業者と利害を異にする賃焚製造業者は別に二府一県寒天賃焚製造業組合を結成したが、その創立委員には服部の古藤伝三・仁部利作、真上の中島忠三が島上郡から加わっていた〔『寒天の歴史地理学的研究』大阪府経済部水産課、野村豊著、昭和二六年〕。

このように紆余曲折を経てようやく明治二十年代半ば頃より生産は軌道にのり、特に日清戦争期には清国商人の買入れがすすみ、高値を呼ぶこととなった。

今ここで島上郡における寒天業の発展の足どりをたどってみると、慶応四（一八六八）年六月に二六名であった寒天製造業者が、一八八四（明治一七）年八月には五九名と二倍以上に伸び、さらに一八八七（同二〇）年には八四人となって三倍以上の業者数を数えるに至った〔野村豊前掲書、小林茂前掲論文〕。しかし、一面ではこの間「……凍瓊脂ハ本郡ノ名産ニシテ、幕政時代ハ釜数ニ制限アリテ三十釜ノ外製造スル事能ハサルヲ以テ其利益亦少ナカラサリシカ、維新ノ際自ラ其制限廃絶シ頓ニ釜数増加シ、明治十年以来二三ケ年ハ販路拡張シ、為ニ其利益モ亦莫大ナリシモ、乍チ組製濫造ノ弊ヲ生シ、意外ノ損失ヲ招キ、破産セシ者少ナカラス、随テ製造人モ年々減少シ、今ヤ凍瓊脂ノ製造ハ投機者流ノ業トシ大ニ之ヲ擯斥スルニ至レリ」〔前掲『大阪府之部農事調査』〕という場面を生じたこともあった。

さらに『清水村誌』によれば「……古来寒天ノ製造盛ニ行ハレ、当組合創立当時（明治二十九年末――筆者注）ハ製造業者七十八戸アリキ。……」とあり、ついで「其資金実ニ莫大ナルニ拘ラズ、村内ニ金融機関ナ

キヲ以テ……」種々の不便や労苦を強いられたため信用組合設立を企図するようになったとある。

また、一九〇一（明治三四）年に大阪府が実施した府下の主要寒天製造者調査（表一二〇）によれば、六四戸の半数の三二戸が高槻地域に属し、その中の清水村が二八戸で決定的な地域比重を示しており、その創業年代は明治以前一二戸、明治一〇年まで五戸、一〇年代六戸、二〇年代六戸、三四年まで三戸となっており一八八七（明治一〇）年を境目に新旧相半ばしていた〔大阪府誌〕。なお、一九〇〇（明治三三）年の『大阪府三島郡統計書』では同郡の製造戸数一一一戸、釜数二三五とある。

写274　寒天の筒引き作業（教育委員会提供）

さらに一九一二（大正元）年の清水村「農事調査書」によれば、寒天製造業者は六五戸、一五五釜とあり、ついで一九三〇（昭和五）年一二月の清水村の業者調査によれば、四三戸を数えており、その創業年代は明治以前五戸、明治二〇年代まで三戸と古いものは少くなっており、以下同二〇年代九戸、明治末まで一一戸、大正期一二戸、昭和五年まで三戸と新陳代謝がはげしくなっていることが判明する〔前掲『清水村誌』〕。

造　者　調　査　表　　1901（明治34）年

| 工場主名 | 工場所在地 | 創業年 | 労務者 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男 | 女 | 計 |
| 川上鹿蔵 | 三島郡清水村服部 | 明治16 | 16 | 6 | 22 |
| 川上嘉左衛門 | 〃 | 〃 15 | 12 | 4 | 16 |
| 中新次郎 | 〃　石河村大岩 | 〃 27 | 7 | 3 | 10 |
| 太田井蔵 | 〃　生保 | 〃 23 | 8 | 2 | 10 |
| 瀬戸永五郎 | 〃 | 〃 16 | 8 | 4 | 12 |
| 井上栄太郎 | 〃　見山村下音羽 | 〃 30 | 8 | 3 | 11 |
| 井上鉄之助 | 〃 | 〃 30 | 9 | 4 | 13 |
| 井上國松 | 〃 | 〃 16 | 8 | 3 | 11 |
| 主馬野熊治郎 | 〃 | 〃 3 | 9 | 4 | 13 |
| 中野亥造 | 豊能郡歌垣村山内 | 〃 28 | 18 | 6 | 24 |
| 高橋彦太郎 | 〃　東能勢村木代 | 〃 20 | 9 | 1 | 10 |
| 元古小平治 | 〃　田尻村下田尻 | 〃 4 | 9 | 5 | 14 |
| 清水文吉 | 〃 | 慶応 2 | 9 | 5 | 14 |
| 大畠盛治郎 | 〃 | 明治30 | 9 | 6 | 15 |
| 太田栄蔵 | 三島郡石河村生保 | 〃 6 | 8 | 7 | 15 |
| 塩田順治郎 | 〃　見山村上音羽 | 不詳 | 9 | 3 | 12 |
| 本阪伊平治 | 〃 | 不詳 | 12 | 5 | 17 |
| 大槌清登 | 〃 | 明治 9 | 9 | 3 | 12 |
| 野間栄治郎 | 〃 | 〃 24 | 8 | 4 | 12 |
| 山本三郎兵衛 | 〃　清水村服部 | 天明 8 | 12 | 5 | 17 |
| 横川熊蔵 | 豊能郡歌垣村吉野 | 安政 4 | 6 | 4 | 10 |
| 小林清太郎 | 〃　山内 | 万延元 | 22 | 8 | 30 |
| 乾角治郎 | 〃　西郷村宿野 | 明治12 | 12 | 2 | 14 |
| 和田龍治郎 | 〃 | 〃 30 | 37 | 6 | 43 |
| 岡川ミキ | 〃　東能勢村 | 〃 22 | 25 | 5 | 30 |
| 宇津呂徳太郎 | 〃 | 文化 3 | 20 | 2 | 22 |
| 中村治三郎 | 三島郡三島村太田 | 嘉永元 | 8 | 3 | 11 |
| 石田孫治郎 | 〃 | 明治15 | 8 | 4 | 12 |
| 岡部猪之助 | 〃　田中 | 〃 2 | 8 | 3 | 11 |
| 松尾虎之助 | 〃　清渓村高山 | 〃 18 | 7 | 3 | 10 |
| 田中友吉 | 〃　清水村原 | 〃 29 | 7 | 3 | 10 |
| 北村芳三郎 | 豊能郡東能勢村 | 〃 26 | 8 | 2 | 10 |

していたが、産額少なきものは省略された。本表によると、当時古い製造家が未だ多少示すため労務者まで表わされているから、参考になると考えられたので掲載する。尚村

表120 大阪府主要寒天製

| 工場主名 | 工場所在地 | 創業年 | 労務者 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男 | 女 | 計 |
| 中村市三郎 | 三島郡清水村真上 | 元治元 | 11 | 6 | 17 |
| 中村富蔵 | 〃 | 明治18 | 9 | 3 | 12 |
| 田中常次郎 | 〃 | 〃 25 | 10 | 2 | 12 |
| 篠塚定次郎 | 〃 | 〃 19 | 9 | 3 | 12 |
| 古藤傳三 | 〃 服部 | 〃 8 | 8 | 4 | 12 |
| 仁部利作 | 〃 | 文久 2 | 7 | 3 | 10 |
| 平田治三郎 | 〃 | 明治25 | 8 | 4 | 12 |
| 福岡源十郎 | 〃 | 天保元 | 7 | 3 | 10 |
| 山本半右衛門 | 〃 | 明治14 | 9 | 4 | 13 |
| 福岡吉兵衛 | 〃 | 安政元 | 6 | 4 | 10 |
| 高谷政次郎 | 〃 | 明治 8 | 6 | 4 | 10 |
| 川上龜吉 | 〃 | 〃 24 | 4 | 13 | 17 |
| 田中市松 | 〃 | 〃 29 | 9 | 3 | 12 |
| 宮脇常太郎 | 〃 清渓村泉原 | 元治元 | 8 | 2 | 10 |
| 室九十郎 | 〃 福井村福井 | 明治12 | 15 | 13 | 28 |
| 塚本保次郎 | 〃 五領村萩庄 | 天保元 | 9 | 3 | 12 |
| 中西勇次郎 | 〃 大冠村野田 | 明治26 | 7 | 5 | 12 |
| 村田平吉 | 〃 豊川村道祖本 | 明治13 | 8 | 4 | 12 |
| 宿久巳之助 | 〃 宿久庄 | 〃 15 | 9 | 2 | 11 |
| 入江嘉一郎 | 〃 如是村東五百住 | 慶応元 | 8 | 3 | 11 |
| 吉岡麻次郎 | 〃 | 明治17 | 9 | 3 | 12 |
| 橋本爲次郎 | 〃 清水村原 | 寛政元 | 12 | 6 | 18 |
| 宮田寅次郎 | 〃 | 天明元 | 16 | 8 | 24 |
| 藤井伊三郎 | 〃 | 安政 5 | 8 | 4 | 12 |
| 弓樹菊治郎 | 〃 服部 | 天保 6 | 8 | 4 | 12 |
| 古藤文次郎 | 〃 | 文政 4 | 8 | 4 | 12 |
| 一ツ橋捨吉 | 〃 原 | 明治32 | 7 | 5 | 12 |
| 福岡國蔵 | 〃 服部 | 〃 34 | 6 | 4 | 10 |
| 高谷傳次郎 | 〃 | 〃 6 | 12 | 5 | 17 |
| 福崎彌次郎 | 〃 | 〃 34 | 7 | 3 | 10 |
| 中島辰治郎 | 〃 真上 | 〃 9 | 9 | 3 | 12 |
| 松下新次郎 | 〃 | 〃 9 | 12 | 3 | 15 |

注) 1. 本表は明治34年に大阪府が調査した主要な寒天製造者で、この外まだ多数存在見受けられるが、現在ではその2、3を除いては殆んど無くなつた。経営規模を名は旧村名である。(『大阪府誌』原注)
2. 『寒天の歴史地理学的研究』野村豊、大阪府経済部水産課、1951年所収。

**寒天生産の投機性**　それは寒天マニュ経営が、年々の自然条件に左右されることが多く、しかもその上に丹波・丹後の出稼ぎ労働者との契約は早くから結ばなくてはならなかったことなどから投機性の強い性格を刻していたことにもその一因があった。

「……寒天ハ本村ノ特産物ニシテ其名声全国ニ高ク、随テ其産額莫大ナリシガ、気候及需給ノ関係、原藻及人夫賃ノ価格等ニヨリテ、時ニ或ハ収支相合ハザル場合等アリテ、其都度漸次製造業者ヲ減ジタルモ、其収入ハ今猶ホ村内ノ米麦ヲ全部売却スルト雖モ寒天製造ニヨリテ得タル全額ノ半分ニモ及バズ、其盛大ナリシ往時想フベキナリ。加之斯業ニヨリテ労銀ヲ蓄ヘ、或ハ運賃ヲ得、又ハ売却スルニ価値ナキ屑柴ヲモ利用シテ、釜焚賃ヲ儲ケ、此ニヨリテ生計ヲ立ツル者亦多ク……」〔前掲『清水村誌』〕とあるように、不安定な面があることは否めないにしても、寒天業の収益は大なるものがあった。それだけに次第にその生産地は全国的にひろがったが、明治期を通じて大阪府の優位は動かず、明治末においても全国生産の過半は府下に属し、島上郡をはじめ北摂地域がその主要な舞台を提供していたのであった。なお、寒天の製造過程で使用される寒天簀は五領村でつくられたのであり、それには当初もっぱら五領村の鵜殿新田産の葭が用いられていたが、需要増とともに、淀・八幡方面のものが補充されたのであった〔前掲『大阪府農家副業品調査書』大正八年〕。

**蔬菜類の栽培**　高槻地方は米穀以外に普遍性のある特有農産物をもたないだけに、蔬菜類は大きな意味をもっていた。地元の高槻・芥川・富田の各町場以外に、京都・大阪という大都市の中間に位置し、交通の便にもめぐまれていただけに、その需給関係の条件は充たされていた。そしてそこには前代以来の屎船を媒介とする大阪下屎汲み取りの代償としての蔬菜提供のつながりも生きていたのである。

この蔬菜類の中でも特殊な地位を占めるものに高槻・茨木地方の北部に産する独活（うど）があった。前代の安政期（一八五四～九年）には茨木地方に郡山・福井組、太田組、高槻地方に島上組（氷室・土室・奈佐原・田辺・安満）の三つの独活株が組織されており、他に独立して一津屋組（現摂津市）があったが、その後明治に入って一八九七（同三〇）年になり、前記三組合の合併が成立し、組合外への種苗売却譲渡の禁止、出荷量の制限による価格調節などの相互規制を実施しつつ、利益を保持することに努めたのであった。そして一九一二（大正元）年には産業組合法による有限責任三島独活販売組合に発展的解消をとげたが、その生産過程では小屋掛けによる独特の温度調節による軟化法を用いるなど手間を要したが、京阪神を中心に販路をひろげ、他の蔬菜類にくらべてその利益は大きかったといわれ〔「大阪府農家副業品調査書」大正八年〕、大正から昭和に入っても関係業界の間では「三島独活」の声価は高かったのであった。

なお、この蔬菜以外にも「……（島上、島下）郡内島本・五領・清水・阿武野ノ諸村ニハ多ク柿・栗・桃・蜜柑等ヲ産出スル事ナルカ是亦其輸出販売ノ容易便利ナルニ依リ収益少カラストス」〔前掲「大阪之府部農事調査」〕という運輸の便に恵まれての状況もあった。

以上のような産業構成は明治三十年代に入っても基本的には変ら

写275　うどの小屋作り（茨木市役所提供）

ず、より発展していったことは、たとえば『大阪府統計書』による一九〇一（明治三四）年の三島郡の実績によってもほぼ推断できるところであった。すなわち、三島郡が大阪府内二市九郡中、主穀以外の農産物の作付反別で上位を占める作種をあげてみると、菜種・土芋・大角豆・扁豆（三島郡のみ）・牛蒡・茄子・西瓜・南瓜・越瓜・甜瓜・胡瓜・葱・百合（三島郡のみ）・慈姑（三島郡のみ）・独活・生姜・蕃薯・阿片・蕗根・柿・桃・枇杷であった。なお、他に同統計書による産業実態として三島郡の養蚕や養鶏農家数が府下で上位を占めていることが注目される。

また、明治三十年代をむかえる頃から日本の農業生産分野にあらわれた顕著な動向として、江戸時代以来の商品作物（特に木棉・菜種・砂糖）が養蚕による繭以外はほとんど外国の同種商品に圧倒されて壊滅し、大都市近郊の蔬菜栽培への転換以外はすべて米作に転換したことがあげられるが、高槻地方の場合は前述のように寒天・阿片のような特殊需要に応ずる特定地域の生産物以外は、明治初期以来酒米という良質の産米に支えられた主穀生産地であったために、このような転換の影響を蒙ることなく、産業革命期には大阪市の発展を背景とする需要増に支えられた蔬菜生産を随伴しながら、その生産展開をみせたのであった。

## 第三節　地主制下の農村

### 地主制の形成

先述のように地租改正による高額地租の重圧下での私的土地所有の法認と土地の商品化は、結局のところその後の多くの自作農の土地喪失を招くところとなり、地主制確立へ向けての

糸口となった。

特に一八八一（明治一四）年政変後罷免された大隈重信に代り大蔵卿となった松方正義が実施した紙幣整理、財政再建のための増税と緊縮財政（但し軍事費のみ増強）は「松方デフレ」といわれる深刻な不況をもたらし、米価は一八八一（明治一四）年から八四（同一七）年までの間に約五パーセント下落し、そのために農民の実質的地租負担はたかまり、大きな衝撃を与えることとなった。

表一二一は成合村の地租改正後から「松方デフレ」期に入る頃までの土地の売買・質入・書入の状況であるが、デフレ期に入った一八八二（明治一五）年の件数の増加傾向は明らかである。

そして、一八八五（同一八）年四月の同村の調査では、田畑の自作地が三四町七反五畝一八歩、小作地が一五町七反一畝二七歩とほぼ七対三の割合で、小作地率は三〇パーセント強と全体の三分の一にも達していないのであるが、同時に自作三三戸、自小作三六戸、小作四〇戸という農家の実態、特に小作関係下にある農家が七〇パーセントを占めている状況を考えると、零細な小作層が数多く滞留していることが判明するのであり、農民層の分解の進行が推察されるのである（「成合村農事通信手続表」明治十七年四月　久保家文書）。

また、デフレ期の真最中一八八五（同一八）年二月の三箇牧地区（三島江村外三ヵ村）の府・郡への「勧業報告」によれば、裏作たる麦・菜種作は「……昨年ノ凶作ニテ肥料ノ資力相尽キ、加フウルニ今ヤ口糊ヲ凌キカ子（ネ）タルモノ夥多之レアリ、故ニ十中ノ八九ハ其肥料ヲ施サス、何モ成熟ノ上ハ収獲ノ薄キ免レズ」という状態であり、物価は前年の凶作により米価がやや上昇の兆がある以外は「□（価カ）物一切、本月ニ在テモ益々低落」を示し、在村の「大工、左官、客年以来頗ル間隙ニシテ、手間代拾五銭乃至廿銭」という有様であった

表121　成合村土地移動関係統計表

| 土地種別 | 年度 | 売買面積 | 売買金高 | 売買件数 | 質書入面積 | 貸備金高 | 質書入件数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 町反畝歩 | 円　銭厘 | | 町反畝歩 | 円　銭厘 | |
| 耕宅地 | 明治10 | 1.7.3. | 1,124.50.0 | 33 | | | |
| | 11 | 1.5.1. 0 | 1,283.50.0 | 31 | 6.0.1. 0 | 1,562.60.0 | 22 |
| | 12 | 1.0.1. 5 | 858.90.0 | 29 | 5.7.5. 0 | 1,495. 0.0 | 20 |
| | 13 | 1.3.3. 0 | 1,130.50.0 | 35 | 6.5.0.10 | 1,690. 0.0 | 22 |
| | 14 | 1.8.5. 3 | 1,572.75.5 | 39 | 8.8.3.21 | 2,291.05.0 | 27 |
| | 15 | 1.1.5.15 | 1,370.06.2 | 41 | 11.7.6.28 | 3,739.67.0 | 36 |
| 山林及雑種地 | 明治10 | 2.1.5. 0 | 129. 0.0 | 4 | 53.3.0.0 | 319.80.0 | 30 |
| | 11 | 2.3.5. 0 | 141. 0.0 | 8 | 38.0.3.0 | 288.18.0 | 23 |
| | 12 | 2.3.5. 0 | 141. 0.0 | 5 | 48.0.3.0 | 288.20.0 | 20 |
| | 13 | 2.1.5. 0 | 198.35.0 | 6 | 61.0.3.0 | 366.18.0 | 19 |
| | 14 | 2.8.5. 0 | 285. 0.0 | 7 | 82.0.5.0 | 151. 0.0 | 21 |
| | 15 | 9.8.8.20 | 1,441.13.4 | 23 | 46.4.5.8 | 3,456. 0.0 | 13 |

注）「島上郡成合村土地移転及質入表」（明治10年～15年）（久保家文書）により作成。

が、一方金融面の利子は「百円ニ付壱ケ月ノ利子壱円三拾銭乃至壱円五拾銭」と騰貴するばかりであった。そこへ同年六月末から七月初にかけて発生した淀川の水害は左岸が中心ではあったが、三箇牧地区の農産物の作柄にも一定の打撃を与えることとなった。さらに同年一〇月の「勧業報告」によれば、淀川修築工事が秋に入っても行われており「……中晩作既ニ収穫ノ季節ニ臨ムト雖モ、淀川塘塘（塘カ）大工事ノ為メニ鎌止ナシ、部内人民男女共皆々工事ニ労力シ……、尚麦種蒔モ既ニ季節ニ臨ミ、茲ニ鎌止メアラハ、麦蒔キモ順テ十日乃至十五日間ヲ遅レクル、ナリ……」という結果となり、翌八六（同一九）年一月の報告では「麦作……生育凡一ケ月斗リモ晩レタリ……目下農

家ノ情態ヲ推スルニ米穀不捌ケ、随テ価額モ弱キ姿ナレハ、肥料ノ欠乏ナル事果シテキハマリ……」「菜種作モ……其作付反別ハ近来価額ノ弱キ響ニテ、昨年トハ栽培地反別ヲ減少セル景況」で、ただ西面村の雑穀作だけは「……昨年製造阿片買上価額一般昇高ノ景況ニテ、則部内製造人尚之レニ甘ジテ又々作付反別ヲ増加」していったという実況であり、「松方デフレ」による不況に加えて水害の追い打ちをうけ、淀川改修工事への就労や菜種や雑穀という換金作物の栽培による現金収入に血路を求めても深刻な肥料不足を解消しえず、生産に大きな支障をきたしたことが判明するのである[近現代一三三]。

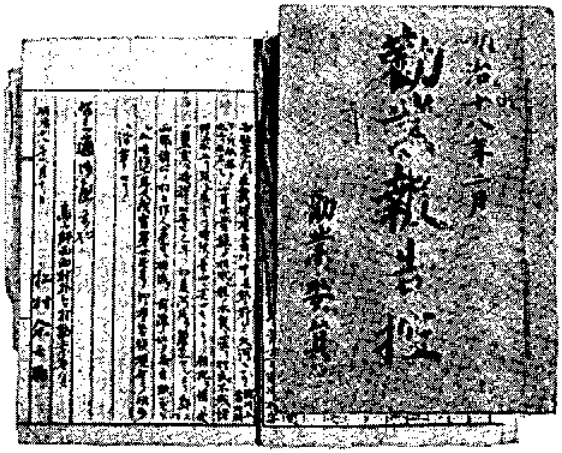

写276　1885（明治18）年勧業報告控（松村（昌）家文書）

かくして、地価の急落や割り損な貸付額にもかかわらず、土地の売却や質・書入れが「松方デフレ」期に急増し、一方における多くの自作農民の土地喪失と他方における有力地主への土地集中がはげしく展開したのであり、地租改正とその後のインフレの進行過程で展開をみせた地主制は「松方デフレ」過程を経由して、明治二十年代に入り景気回復に伴う米価上昇の中でその体制的確立をとげることになったのである。

このことは表一二二・一二三によっても明白に読みとれるのである。特に一八八四（明治一七）年から八七（同二〇）

年の間に自作農が急減し、自小作・小作が急増、明治二十年代に入ると小作関係にある農家が全体の八〇パーセント以上を占めているのが注目される。同時に小作地率も同二十年代以降五〇パーセントをこえているのである。

**地主制下の農民生活**　明治以後の地主・小作関係をみると、小作料率の面では一八八一（明治一四）年の調査では成合村で収穫米の七〇パーセント（中田反別一石）、番田村で六〇パーセント（中田反別一石二斗）となっており（以上両村とも戸長役場文書）、八五（同一八）年四月の三島江村外三カ村（三箇牧地区）の勧業委員報告によると、七〇パーセント（反別一石四斗）となっており、同年七月の同地区戸長報告では六五パーセント（反別一石二斗）で、いずれにしろ小作料率は六〜七〇パーセントを占めていた（近現代一三三）。

そして、前述の一八八五（明治一八）年四月の三箇牧地区の勧業委員報告では「……当部内平均収穫弐石ニシテ其ノ内六斗ヲ小作人ニ渡シ、残ル壱石四斗ヲ地主ヘ収メ、而メ地主ハ又其ノ内壱石ヲ地租諸入費ヲ充（ニカ）テ、残ル四斗ヲ収益トスルナリ……」とあり、つづいて「……小作人ハ分配額六斗ヲ悉皆種籾、肥料、手間賃等ニ引去レハ残額之ナシ、全ク手間賃ガ小作ノ収益ト云ナリ」と述べて、小作人が再生産にもことかく小作料率の高さを明らかにしていたのであった。

また、前述の八五（同一八）年七月の同地区戸長報告の「小作慣行調査」によると、永小作慣行はなく、全て一カ年限りの契約ではあるが、小作米の怠納のない限り年々契約は継続しており、口約のみで小作証書の作成はせず、当時は比較的安定した小作関係にあったことが判明する。と同時に、水害やその他の凶作時は地主相互の協議の上、「立毛有姿ノ儘、相対」して小作人との示談により減額し、「万一小作人ニシテ抜ケ

表122 大阪府下小作地比率の推移 （単位：百分率）

| 郡名 | 明治16 | 17 | 20 | 25 | 26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 西成郡 | 61.8 | 52.4 | 63.4 | 62.3 | 62.3 |
| 2 東成郡 | 48.7 | 48.7 | 53.3 | 51.8 | 51.8 |
| 3 住吉郡 | 34.5 | 32.0 | 55.5 | 59.0 | 59.2 |
| 4 島上郡 | 44.6 | 39.8 | 49.6 | 56.4 | 55.3 |
| 5 島下郡 | 42.4 | 33.3 | 57.2 | 58.6 | 56.7 |
| 6 豊島郡 | 70.0 | | 55.2 | 54.8 | 62.9 |
| 7 能勢郡 | 27.0 | 31.7 | 38.5 | 45.7 | 45.0 |
| 8 大鳥郡 | 5.2 | 54.1 | 52.0 | 54.6 | 56.2 |
| 9 泉郡 | 20.7 | 70.7 | 32.7 | 33.2 | 33.8 |
| 10 南郡 | 32.7 | 39.2 | 58.0 | 50.6 | 50.1 |
| 11 日根郡 | 45.0 | 46.6 | 55.0 | 56.5 | 58.0 |
| 12 石川郡 | 61.2 | 47.8 | 59.7 | 59.4 | 59.3 |
| 13 八上郡 | 34.8 | 29.8 | 66.1 | 51.4 | 37.6 |
| 14 古市郡 | 45.3 | 45.9 | 59.0 | 63.1 | 58.0 |
| 15 安宿部郡 | 62.7 | 63.6 | 67.3 | 68.7 | 68.6 |
| 16 錦部郡 | 41.2 | 35.3 | 44.9 | 52.5 | 52.2 |
| 17 志紀郡 | 56.1 | 56.7 | 62.0 | 61.4 | 61.4 |
| 18 丹南郡 | 45.9 | 47.9 | 55.9 | 54.0 | 53.8 |
| 19 丹北郡 | 42.1 | 51.3 | 52.0 | 63.9 | 61.9 |
| 20 河内郡 | 56.8 | 57.3 | 60.0 | 63.7 | 68.2 |
| 21 高安郡 | 49.2 | 52.2 | 48.2 | 61.8 | 61.0 |
| 22 若江郡 | 54.2 | 55.1 | 58.6 | 63.5 | 65.3 |
| 23 大県郡 | 40.8 | 40.8 | 40.9 | 53.2 | 53.7 |
| 24 渋川郡 | 57.2 | 53.5 | 54.0 | 52.7 | 55.1 |
| 25 茨田郡 | 59.1 | 58.7 | 74.2 | 72.6 | 71.3 |
| 26 交野郡 | 52.4 | 69.1 | 61.0 | 57.3 | 60.0 |
| 27 讃良郡 | 62.2 | 61.5 | 68.3 | 76.4 | 76.7 |
| 大阪府 | 44.0 | 49.6 | 56.3 | 57.2 | 57.5 |
| 全国 | 34.2 | 39.8 | 39.3 | 40.0 | |

注）1. 北崎豊二「地主制に関する一考察」（『近代史研究』第6号）による。
2.『大阪百年史』485ページ所収。

表123　大阪府下郡別自作小作別農家構成の変化　（単位：百分率）

| 郡名 | 自作 | | | | 自作兼小作 | | | | 小作 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 明治16 | 17 | 20 | 22 | 16 | 17 | 20 | 22 | 16 | 17 | 20 | 22 |
| 1 西成郡 | 21.7 | 21.1 | 27.5 | 27.9 | 24.4 | 24.7 | 20.3 | 22.1 | 53.9 | 54.2 | 52.2 | 50.0 |
| 2 東成郡 | 28.8 | 6.8 | 35.3 | 30.6 | 26.3 | 14.1 | 22.1 | 21.7 | 44.9 | 79.1 | 42.6 | 47.7 |
| 3 住吉郡 | 28.9 | 7.3 | 32.0 | 29.9 | 27.9 | 15.8 | 31.4 | 27.2 | 43.2 | 76.9 | 36.6 | 42.9 |
| 4 島上郡 | 30.1 | 30.7 | 16.9 | 17.0 | 38.1 | 34.4 | 42.2 | 42.2 | 31.9 | 34.9 | 40.9 | 40.8 |
| 5 島下郡 | 28.7 | 28.4 | 16.9 | 13.0 | 36.1 | 35.6 | 42.1 | 50.4 | 35.2 | 36.0 | 41.0 | 36.6 |
| 6 豊島郡 | 29.3 | 28.5 | 19.7 | 18.9 | 32.1 | 27.9 | 33.8 | 31.4 | 38.7 | 43.6 | 46.5 | 59.7 |
| 7 能勢郡 | 34.7 | 36.5 | 28.9 | 15.2 | 41.6 | 37.1 | 53.4 | 29.8 | 23.8 | 26.4 | 17.7 | 55.0 |
| 8 大鳥郡 | 24.1 | 21.7 | 24.7 | 25.8 | 27.7 | 32.7 | 38.3 | 32.8 | 44.2 | 45.6 | 37.0 | 41.5 |
| 9 泉郡 | 45.9 | 36.2 | 41.2 | 44.8 | 27.2 | 33.8 | 29.0 | 31.3 | 26.9 | 30.0 | 29.8 | 23.9 |
| 10 南郡 | 36.2 | 29.8 | 30.8 | 30.0 | 30.1 | 40.0 | 33.2 | 40.0 | 33.6 | 30.2 | 36.0 | 33.0 |
| 11 日根郡 | 25.3 | 26.6 | 27.8 | 30.0 | 40.2 | 40.3 | 38.2 | 37.0 | 34.5 | 33.1 | 34.0 | 33.0 |
| 12 石川郡 | 25.2 | 27.6 | 30.7 | 16.3 | 34.7 | 39.4 | 33.7 | 58.8 | 40.1 | 33.0 | 35.6 | 25.0 |
| 13 八上郡 | 28.0 | 32.6 | 27.6 | 17.2 | 28.2 | 28.3 | 37.4 | 52.5 | 43.8 | 39.1 | 35.0 | 30.3 |
| 14 古市郡 | 24.9 | 29.0 | 33.6 | 12.1 | 35.2 | 31.9 | 36.6 | 67.8 | 40.0 | 39.1 | 30.4 | 20.1 |
| 15 安宿部郡 | 28.2 | 23.0 | 42.2 | 18.1 | 40.0 | 31.8 | 21.1 | 55.6 | 35.8 | 45.2 | 36.7 | 26.3 |
| 16 錦部郡 | 41.5 | 36.5 | 41.7 | 28.6 | 29.8 | 34.9 | 35.1 | 39.8 | 28.7 | 28.6 | 23.2 | 31.7 |
| 17 志紀郡 | 23.2 | 14.9 | 32.5 | 21.9 | 21.8 | 15.3 | 19.2 | 46.1 | 55.0 | 69.8 | 48.3 | 32.0 |
| 18 丹南郡 | 34.6 | 27.3 | 38.1 | 16.9 | 30.1 | 30.8 | 20.8 | 56.1 | 35.3 | 41.9 | 41.1 | 27.0 |
| 19 丹北郡 | 24.5 | 24.8 | 18.9 | 30.0 | 18.6 | 21.7 | 15.3 | 8.8 | 57.0 | 53.5 | 65.8 | 61.2 |
| 20 河内郡 | 17.7 | 20.2 | 23.4 | 30.0 | 23.2 | 24.2 | 34.6 | 10.0 | 59.0 | 55.6 | 42.0 | 60.0 |
| 21 高安郡 | 21.2 | 20.2 | 19.3 | 29.4 | 17.9 | 23.5 | 29.6 | 12.0 | 61.0 | 56.3 | 51.1 | 58.1 |
| 22 若江郡 | 21.5 | 20.1 | 12.4 | 40.0 | 16.9 | 18.1 | 21.7 | 21.0 | 61.6 | 61.8 | 65.9 | 39.0 |
| 23 大県郡 | 29.8 | 33.3 | 16.4 | 50.0 | 33.8 | 29.8 | 38.6 | 29.5 | 36.4 | 36.9 | 45.0 | 20.5 |
| 24 渋川郡 | 21.2 | 22.8 | 22.2 | 30.0 | 19.5 | 21.5 | 37.7 | 10.1 | 59.3 | 55.7 | 40.1 | 60.0 |
| 25 茨田郡 | 17.8 | 17.4 | 21.8 | 21.7 | 25.6 | 26.0 | 23.6 | 24.1 | 56.7 | 56.6 | 54.6 | 54.2 |
| 26 交野郡 | 24.2 | 26.5 | 37.9 | 32.6 | 39.0 | 38.4 | 40.1 | 49.1 | 37.0 | 35.1 | 22.0 | 18.4 |
| 27 讃良郡 | 18.9 | 22.2 | 27.0 | 24.7 | 23.0 | 29.9 | 25.0 | 31.7 | 58.1 | 47.9 | 48.0 | 43.6 |
| 大阪府 | 27.4 | 24.3 | 26.9 | 25.5 | 29.5 | 29.7 | 31.2 | 34.1 | 43.1 | 46.0 | 41.9 | 40.4 |

注）1. 北崎豊二、前掲論文による。
2.『大阪百年史』486ページ所収。

刈り等致候際ハ其分ニ限リ減額セサル」[ママ]という慎重な態度も忘れてはいなかったのであった。

一八八八（明治二一）年の大阪府の「農事調査」中の島上郡の「専業農家及ヒ兼業農家ノ生活」においては当時の農民層分解の現状を次のように記している。すなわち、地主については、「傭人ヲシテ農業ニ従事セシメ之ヲ指揮監督シ、又ハ村政上ニ参与スル所ノ地主ニシテ、挿秧及ビ秋収ノ時季ニ非サレハ家族ヲ督励シ自ラ着手スル事ナシ」とあり、自作農は「其生計上ノ諸費ハ総テ其収穫ヲ以テ弁スルカ故ニ、非常ノ変災ヲ被ムルニ非サレハ幾分ノ余裕アルモノノ如シ、但一朝災厄ニ罹レハ其損害ハ怨チ負債トナリテ三ケ年或ハ五ケ年間ニ弁償スルヲ例トス」、自小作層は「自ラ農事一途ニ奮励シ、其余業ニ於ケルモ家族ト一致協力十分ノ労働ヲ為スニ非サレハ通常ノ生計ヲ営ミ難キモノトス」、小作貧農層は「本業ノ傍ラ他ノ日雇トナリ多少ノ賃銭ヲ得テ辛フシテ其口ヲ糊スルニ過キス、故ニ其肥料トスルモノハ唯子弟ヲシテ刈取ラシメタル草木ノ若芽又ハ生草ヲ堆積シテ製シタルモノノミ、従テ其収穫ノ如キモ尋常普通ノ類ヲ得ル能ハス、而シテ其子弟多キ者ハ村内又ハ近村ノ有力者ニ頼リ僅ニ養育セシムルニ止マリ……」と述べ、また兼業農家については「重ナルモノハ農業ノ傍ラ日々ノ常用品又ハ雑菓子、薬物、干物、塩魚ノ類ヲ店舗ニ陳列シ、婦女子ヲ以テ店番トナシ、之ニ手仕事ヲ兼ネシムル者ヲ多シトス」とあり、さらにその最底辺に「高商人」と称するものがいて「毎朝僅少ノ資本ヲ以テ干物、塩魚、雑菓子、薬物等ヲ仕入レ、之ヲ肩ニシテ田舎ニ入込ミ売捌キ、又ハ屑物、古着等ト交換シテ即日仲買ニ売却シ、其収利ヲ以テ食料ニ充テ其家族ヲシテ農業ニ従事セシム」と記していたのであった。

**農外企業への就労**　また、同調査に記されている農外企業の項をみると、就業延べ人員の多かったのは「糸紡キ」（女子）、「荒縄綯ヒ」（男・女）、「凍瓊脂製造」（男・女）、「採薪」（男・女）であった。このうち、後二者は北部の山辺の諸村に限られるものであり、普遍性をもったのは前二者であった。「糸紡キ」は「明治廿一年（一八八八年）以来婦女子ハ紡績所ノ屑糸ヲ購求シ之ヲ延ハシテ一日平均四十匁ノ糸ヲ紡キ原価ヲ引去リ凡四銭ノ益アルヲ以テ近来之ニ従事スル者大ニ増加セリ」という状態で、「荒縄綯ヒハ重ニ男子ノ業ニ属シ時トシテ婦女子之ニ交リ農隙ニ於テ午前六時ヨリ午後十時迄」従事していたのであった。特に「従前男子ハ中冬ヨリ中春ニ至ル迄凡九十日間中津出シ、浜出シト称シ年貢米・作徳米等ヲ瀬川其他沿岸ノ地へ運送シ之ニ依テ得ル所ノ賃銭年々一萬餘圓ノ多額ニ達セシカ汽車開通以来頓ニ其業ヲ失シ目下ハ僅ニ瀬川接近ノ数村ニ於テ之ヲ行フニ過キス」という打撃をうけただけに、なおさら一般農家にとって製縄・製莚が最も一般的な現金収入の途となっていたものと考えられるのである。そして、このような中で、芝生村の「芝生縄」のような京都方面へさかんに移出販売されるものを生んだのであった（前掲『明治初期村誌集編』）。

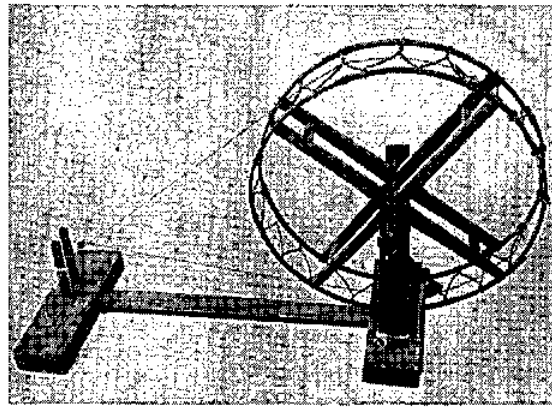

写277　糸紡ぎの道具（教育委員会提供）

このような状況はその後も趨勢として変化がみられなかったことは、一九〇〇（明治三三）年の『大阪府三島郡統計書』によっても、織物・寒天以外の「各種工産物」の製造戸数のうち、「藁縄」が一、八七三戸、「藁莚」が一、五一三戸と一、二位を占め、ついで「麦稈酒瓶包」の二二九戸、「真田紐」の一七〇戸、「藁叭」の五四戸、「藁番」の五〇戸で、残り三二種の品目はすべて二〇戸以下のもので藁工品が圧倒的比重を占めている事実によってもほぼ推定できるのであり、主穀二毛作生産地帯の農産物構成からくる必然の結果でもあった。

**小作農民の動き**　先にもあげた一八八八（明治二一）年の『大阪府之部、農事調査』中の「地主ト小作人トノ関係」の項によると、「維新後ニ至リ其関係（地主・小作関係―筆者注）漸ク変シ、両者権勢ノ差減却セシヨリ、凶荒等ノ節ハ地主ヨリ相当減額ヲ許スモ小作人等尚満足セス、或ハ相結ンテ一層ノ軽減ヲ申立ル等ノ弊ヲ生シタリ、尤モ其甚シキモノハ一部分ニ止リ、餘ハ大半時々悶着ヲ生スト雖トモ、常ニ幸ニ甚シキニ至ラスシテ止ミタリ、右ノ次第ナルヲ以テ近年ハ一定ノ約束ヲ立テ証書ヲ徴シ置ク者多キニ至レリ、其証書面ニハ小作期限及ヒ小作料ハ勿論、小作中耕転ニ勉励スルコト其宛米ハ必ス期限通納付スルコト等ヲ記載スルヲ常トス」という状況となってきたことを伝えている。

先述のように一八八五（明治一八）年七月の三箇牧地区の「小作慣行調査」では小作契約は口約のみであったことが判明するが、一八八八（同二一）年に入ると同地区柱本の地主、入江家や鈴木家では配下の小作人より「借地小作証」を提出させるようになった〔入江家文書〕。その内容では所有権の絶対性に裏打ちされた石当り五升の口米を含む小作料収取規定以外に、小作米納は期限が一一月三〇日限りと早いこと（「納付期限ハ大

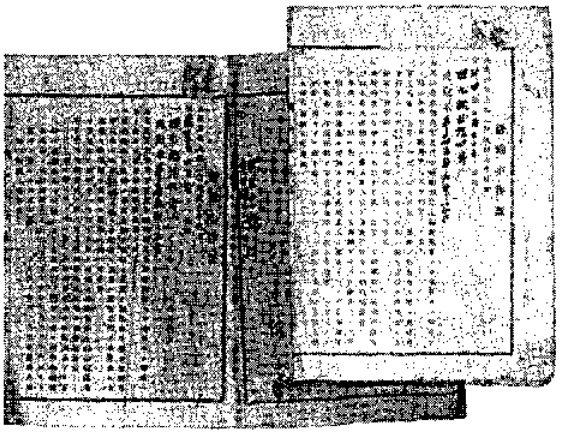

写278　借地小作証（入江家文書）

抵其年十二月中ナリトス」〔前掲『農事調査』〕、「非常災害ノ節ハ田ノ内ハ申ニ不及、掘揚ゲタリ𪜈鎌ヲ入レス、立稲ノ儘御検査ヲ受、而シテ小作納米高ノ指揮ヲ乞ヒ可申……」と災害時の減免争議への警戒心をたかめていることなどが注目される。前者は酒米販売上の期限を考慮に入れたことからくる早さかも知れないが、後者は「凶作ノ年ニハ其実地ノ模様ニヨリ地主ニ於テ相当ノ減額ヲ為スヲ一般ノ慣行トス、然ルニ小作人等動モスレハ其額ニ付苦情ヲ唱ヘ往々紛争ヲ生スルコトアリ、殊ニ河内地方ニ於テハ近年往々小作人等一致団結シテ地主ニ迫リ其減額ヲ要求スルコトアリ、然ルニ是等紛争ニ関シテハ其曲直ノ何方ニ在ルヤハ容易ニ之ヲ定ムル能ハサレトモ、要スルニ近年不作ノ打続キシト穀価ノ下落セシトニ因リ、実際地主モ小作人モ共ニ収支相償フニ苦ムカ如キ有様ナルヲ以テ、斯ル次第ニ立至ルモノナラン」〔前掲『大阪府之部　農事調査』〕という動向がその背景にひそんでいた。このような河内地方の動向は摂津にも及んでいたのであり、しかも「この期の闘争の最も大きな特徴は『府下摂津国島上郡は……郡内の地主は地主、小作人は小作人、それぞれ日夜諸々に集会し』（「大阪朝日」明治二一年一一月一七日付）とあるように、双方とも組織化が進行していることであり、特に島上郡大冠村西天川での『小作米減少談判

委員』の選出」〔前掲『第一回帝国議会と人民の闘争』落合隆明〕といった組織的な争議体制を創出しつつあったのである。この一八八八（明治二一）年一一月の西天川の小作料減免争議のみでなく、それ以外にも同質の動きがあったであろうことは充分予想できることであった。

前出の表一二三で確認された「松方デフレ」にともなう農家構成の変化、すなわち不況が深まる一八八三（明治一六）年より景気回復の徴候が出てくる八九（明治二二）年の間に自作の一三・一パーセント減、自小作の四・一パーセント増、小作の八・九パーセント増という、一方では地主自作を含む自作層の激しい浮沈と流動、その結果としての自作構成比が半減しかねないほどの凋落、他方で小作関係をもつ農家が八三パーセントに達するという現実がこのような争議状況の背後に横たわる客観的条件となっていた。そこへ八五年・八九年は淀川出水の被害による打撃もあった。先述の小作争議状況は「松方デフレ」期に土地を集積し、明治二十年代に入っての景気回復・米価上昇によってより安定した地位をかためんとする地主層への、増大した小作層の挑戦であったといえよう。この挑戦を退けたり、かわしたりしつつ地主制は体制的確立をとげてゆくことができたのである。また、この当時展開しつつあった地価修正運動〔本章第一節参照〕に地主層をして熱を入れさしめた底流には下からのこのような小作層の対抗力がはたらいていたのであった。

また、一八八四（明治一七）年より八八（同二一）年にわたって島上郡士室村で元戸長の公金横領などの不正行為をめぐって村方騒動が発生しているが、これにも先と同じような「松方デフレ」期を中心とする激動の反映があった。一八八〇（明治一三）年から八三（同一六）年にわたっての戸長の協議費、村有財産売却代金、村有溜池の分水費の使い込み発覚による戸長罷免とその裁判、後任戸長の選任をめぐる紛糾と村政麻痺

などがその概要であるが、それは「松方デフレ」による中小地主層の動揺と勢力交代やその消長、さらには増大しつつあった広汎な小作・自小作層の反発の動きなどの諸側面の複合的反映であったとみられる。

**明治後半期の村々**　明治二十年代後半から同三十年代前半へかけての産業革命期を中心とする表一二四・一二五をみると、全国的にも大阪府下でもこの時期は松方デフレ期につづいて小作地の拡大期にあたっていることが判明する。ただし、三島郡の場合には一八九二（明治二五）年には府平均を上まわっているが、それ以降は各年とも府平均を下まわっており、明治後半期は後にやや増勢を示すものの停滞性が強いことを確認しうるのである。このことは、三島郡では小作地の増勢傾向を妨げ、その速度を鈍化させる要因が伏在していることを予想させるのであるが、次に述べる清水村の事例などはその間の事情の一端を説明するものとなろう。

表124　総耕地に対する小作地面積の割合　（単位：百分率）

| 年次 | 全国 | 大阪府 |
|---|---|---|
| 明治20 | 39.3 | 56.3 |
| 25 | 40.0 | 57.2 |
| 30 | — | 58.5 |
| 36 | 44.5 | 63.5 |
| 40 | 44.0 | 62.6 |
| 41 | 44.9 | 61.8 |
| 44 | 45.0 | 62.2 |

注）『大阪百年史』500ページ所収。

「明治二十三年頃ニ本村農地中約三十六町歩ハ他町村住民ノ所有トナリシガ、日清戦争後一般経済界ノ膨張ニ伴ヒ米價モ亦騰貴シタルヲ以テ、之レカ回収ヲ希望スルモノ多ク、而モ本村産米ハ造酒甑米ニ使用セラルヽヲ以テ、他町村民モ之レカ売却ヲ好マズ、故ニ他町村民トノ売買ハ比較的其件数少ナキモ漸次回収ニ勗メツヽアリ、而シテ四十四年ニ於テ面積ノ甚シク減少ヲ来セシハ陸軍工兵作業場敷地トシテ買収セラレ官有地ニ組替タルニ因ル」〔「農事調査書」『三島郡清水村』〕とは清水村の明治後半期の農地をめぐる状況であったが、それは表一二

六によっても確めうるところである。特に「他町村民所有地」が明治二十年後半から明治末にかけて産業革命期を中心に田畑ともに縮小し、結果として約一〇町歩の減少をみせているところが注目される。

しかも、水田の土地価格に関する表一二七より判明するように、年々騰貴傾向を示していたのであり、「本村ノ産米ハ酡米ニ適セルヲ以テ、土地ノ価格他町村ニ比シ概シテ高位ヲ占ムルモ、買収希望者多キニ売却スルモノ少ナク、益々其価格ハ維持セラタルニ(レ欠カ)、逐年一般経済界ノ膨張ニ伴ヒ米価モ亦騰貴セルヲ以テ、土地ノ価格モ漸次騰貴シツツアリシニ、明治四十二年工兵作業場ニ買収アリショリ茲ニ一段ノ騰貴ヲ示セリ」(前掲「農事調査書」清水村)という高地価のもとでの回収であったのである。

さらに、表一二八をみるとき「田皆無者」(純小作)が明治二十年後半より同三十年代末までに約一〇パーセント、五反ないし一町歩(自作及び自小作上層中心)の農家が約二・五パーセントそれぞれ減少しており、逆に五反歩未満(自小作層中

表125 大阪府下郡別小作地率の変化 (単位:百分率)

| 郡名 | 明治25 | 26 | 28 | 30 | 31 | 大正1 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 西成郡 | 62.3 | 62.3 | 65.3 | 61.4 | 64.4 | 68.4 |
| 東成郡 | 54.6 | 54.7 | 55.9 | 61.4 | 61.8 | 69.7 |
| 三島郡 | 57.8 | 56.2 | 56.0 | 57.5 | 58.2 | 59.6 |
| 豊能郡 | 52.5 | 58.4 | 52.4 | 52.4 | 53.5 | 52.9 |
| 泉北郡 | 46.2 | 47.5 | 47.5 | 48.5 | 49.2 | 55.2 |
| 泉南郡 | 54.1 | 59.6 | 53.6 | 54.8 | 55.1 | 54.1 |
| 南河内郡 | 56.4 | 53.5 | 55.7 | 56.3 | 56.7 | 62.4 |
| 中河内郡 | 60.7 | 62.3 | 61.4 | 66.9 | 63.9 | 70.0 |
| 北河内郡 | 66.9 | 67.6 | 67.6 | 65.6 | 64.8 | 69.2 |
| 計 | 57.2 | 57.5 | 57.7 | 58.6 | 58.6 | 62.4 |

注) 『大阪百年史』503ページ所収。

表126　清水村農地構成の変遷

イ）田之部

| | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| | 町 | 町 | | |
| 総面積（a＋b） | 251.0827 | 256.3321 | 255.5820 | 251.9219 |
| 本村民所有地（a） | 215.7305 | 225.0011 | 228.3505 | 226.3301 |
| 他町村民所有地（b） | 35.3522 | 31.3310 | 27.2315 | 25.5918 |
| 本村民ニシテ他町村ニテ所有地（c） | 5.3521 | 6.6725 | 6.5720 | 5.0424 |
| 差引計（a＋c） | 221.0826 | 231.6736 | 234.9225 | 231.3725 |

ロ）畑之部

| | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| 総面積（a＋b） | 31.1530 | 29.4520 | 29.2443 | 26.5137 |
| 本村民所有地（a） | 30.7310 | 29.1010 | 28.9222 | 26.1311 |
| 他町村民所有地（b） | 4220 | 3510 | 3221 | 3826 |
| 本村民ニシテ他町村ニテ所有地（c） | 1.5100 | 1.3200 | 1.3500 | 700 |
| 差引計（a＋c） | 32.2410 | 30.4210 | 30.2722 | 26.2011 |

注）1.「三島郡清水村農事調査」（大正元年）（織家文書）により作成。
　　2. 明らかな誤記や計算まちがいと思われるものは修正した。

心）が約四パーセント、同じく一町ないし三町（地主自作層中心）が約八パーセント増加しており、小作層が自小作層へ、自作・自小作上層が中小地主層への前進がうかがわれるのである。この前進の中に前述の他町村所有者からの買戻し分がふくまれていることは確かなことであろう。

しかし、前掲の「農事調査書」に「本村ハ米麦作ノ外林業寒天製造業等隆盛セル為メ戸数ハ順調ニ増加シツヽアルモ、世ノ進運ニ伴ヒ漸次生活難ヲ訴ヘ、明治四十一年頃ニ於テハ米価ノ割合ニ諸物価騰

表127 清水村の農地価格の変遷

イ）田之部

| | 1890年（明治23） | | 1899年（明治32） | | 1908年（明治41） | | 1911年（明治44） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 |
| 上 | 85円 | 0.908 | 350円 | 4.532 | 400円 | 6.565 | 550円 | 9.026 |
| 中 | 75 | 0.945 | 245 | 3.749 | 325 | 6.303 | 500 | 9.697 |
| 下 | 60 | 1.824 | 140 | 5.239 | 270 | 12.808 | 400 | 19.003 |

ロ）畑之部

| | 1890年（明治23） | | 1899年（明治32） | | 1908年（明治41） | | 1911年（明治44） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 | 売買価格 | 法定地価トノ割合 |
| 上 | 35円 | 0.694 | 120円 | 2.644 | 180円 | 5.225 | 100円 | 5.806 |
| 中 | 20 | 0.506 | 90 | 2.813 | 130 | 5.270 | 150 | 6.175 |
| 下 | 10 | 0.458 | 35 | 1.963 | 60 | 4.435 | 80 | 5.913 |

注）「三島郡清水村農事調査」（繊家文書）により作成。

貴ノ為メ生計困難ノ度益々嵩マリ、青年ハ職業ヲ転シ又ハ都市ヘ転住シ、老幼病弱等ノ為メ出稼キシ得サルモノヲ家ニアラシムルヲ以テ戸数ノ増加セルニ反シ、人口ハ却テ減少セルニ至リシモ、近年米価稍々順境ニ復シタルヲ以テ若干農事ニ従事スルモノヲ増加スルニ至レリ」とある如く、前記の土地買戻しは明治三十年代における出稼ぎによる家計補充によって支えられているような性質のものであった。そして、それは表一二九にみられるように男子の約一五〇人減（戸数は前掲表一二八で確認できるように四戸増）という事実にもあらわれていると同時に、明治末の米価上昇にともなう景気回復とともに還流してくるものであったことをみる

表128　清水村農家構成の実態　（単位：戸）

| | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| 現住総戸数 | 585 | 596 | 600 | 600 |
| 田皆無者 | 180 (30.8) | 161 (27.0) | 127 (21.1) | 137 (22.8) |
| 5反歩未満 | 222 (37.9) | 241 (40.4) | 252 (42.0) | 240 (40.0) |
| 〃　以上 | 138 (23.6) | 143 (24.0) | 126 (21.0) | 121 (20.2) |
| 1町歩　〃 | 40 ( 6.8) | 43 ( 7.2) | 88 (14.7) | 95 (15.8) |
| 3　〃 | 4 ( 0.7) | 7 ( 1.2) | 6 ( 1.0) | 6 ( 1.0) |
| 5　〃 | 1 ( 0.2) | 1 ( 0.2) | 1 ( 0.2) | 1 ( 0.2) |
| 10　〃 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 50　〃 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 585 (100) | 596 (100) | 600 (100) | 600 (100) |
| | | | | |
| 畑皆無者 | 444 (75.9) | 451 (75.7) | 458 (76.3) | 453 (75.5) |
| 5反歩未満 | 135 (23.1) | 140 (23.5) | 135 (22.5) | 140 (23.3) |
| 〃　以上 | 6 ( 1.0) | 5 ( 0.8) | 7 ( 1.2) | 7 ( 1.2) |
| 1町歩　〃 | — | — | — | — |
| 3　〃 | — | — | — | — |
| 5　〃 | — | — | — | — |
| 10　〃 | — | — | — | — |
| 50　〃 | — | — | — | — |
| 計 | 585 (100) | 596 (100) | 600 (100) | 600 (100) |

注）1.（　）内は百分比。
2.「三島郡清水村農事調査」（織家文書）により作成。
3. 明らかな誤記と思われるものは修正した。

とき、その減少は脱農ではなく家計補充性の強い労働、多分に日傭的・雑業的な性質の労働に従事していたことからくるものであることをも伺わせるのである。

**小作人の地位と明治後半期の農政**　もちろん、このような清水村の事例は普遍化できるものではなく、三島郡でも高水準の酒米生産地帯という経済的条件にめぐまれた村には適用できるものではあっても、たとえば水損に悩み、しかも良質の酒米生産に不適な自然条件をかかえこみ、経済的悪条件下にあった淀川右岸沿いの各村には適用できるものではないことは言うをまたないが、三島郡全体としては明治後半期は地主制の展開に大きな起伏はなく、坦々とした過程を経過したようであり、その背後には一定の変らぬ比重を占める自小作・自作層の存在が想定されるのであり、高槻地方もこのような傾向から大きく外れるものではなかったと考えられよう。ただし、一八九五（明治三八）年三月には、島上郡で約二五〇名の小作人が小作料引上げ反対を求めて動く（『大阪毎日』『年史』）といった状況もあったが、これとて「引上げ反対」という守勢的性格のものではあった。

一八九七（明治三〇）年に提出された大冠村農会の三島郡農会に対する「答伸書」をみると、その「小作人備荒貯蓄奨励」の項に「……社会ノ進

表129　清水村人口の異動および変遷

| | | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（治明41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 男 | 1429 (244.2) | 1675 (281.0) | 1517 (252.8) | 1639 (273.2) |
| | 女 | 1385 (236.8) | 1525 (260.4) | 1537 (256.2) | 1685 (280.8) |
| 計 | | 2814 (481.0) | 3227 (541.4) △ | 3054 (509.0) | 3324 (554.0) |

注）1.（ ）内は100戸に対する人口平均。
2. △は史料上で数値が合わない。
3.「三島郡清水村農事調査」（織家文書）により作成。

債の状況およびその変遷

| | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| 負債総額 | 円 25,689.500 | 円 73,528.380 | 円 132,510.000 | 円 200,028.349 |
| 貸金〃 | 22,971.000 | 31,791.000 | 52,595.000 | 69,850.000 |
| 貯金〃 | 42,585.910 | 67,545.280 | 102,565.800 | 150,088.249 |
| 差引 | 39,867.410 | 25,807.900 | 22,610.800 | 19.900 |

注）1.「三島郡清水村農事調査」（織家文書）により作成。
2. 1899、1911両年分の一部計算のまちがいと思われるものについては修正した。

歩ニ伴ヒ、自家保全ノ為メ貯蓄心漸ク増進シ来ルト雖モ、他人救護ノ念慮未タ発達セス、殊ニ大地主ニ於テヲヤ、一歩進ンテ之ヲ観レハ、小作人ノ如キハ或ハ応スルモ、反テ地主ノ感応スル（来）ヿ難シ、何ントナレハ小作人ハ一朝水旱（旱カ）風災等ニ遭遇セハ、自己救護ノ利アリトスルモ、地主ニ於テハ其利ナシ、夫レ是ヲ考案スルニ、地主ニ於ケル小作人ニ対シ未タ救護心ノ乏シキニ依ル、此レ近来地主・小作間ノ情況ニ由リテ明瞭ナリ、……」（近現代 一三六）とあり、当時の地主、特に寄生大地主層の優越的地位、高率小作料収取の姿が推察できるのである。同時に同答申書は続いて「……然レモ早晩農家ノ進歩ニ従ヒ小作救護ノ策ヲ講ジ、其方法ヲ設ケザルヲ得ス……」と述べており、以後の地主・小作関係の緊張を予測し、小作人対策の樹立の必要性を強調することをも忘れてはいなかった。この後、この地主制が大きな試練をむかえるのは大正期後半の小作争議段階においてであり、大冠村はその渦中に最も強くひきこまれた村の一つであった。

このような明治後半期へ入っての地主制の展開に照応して、日清戦後は地主的農政がすすめられた。一八九八（明治三一）年の府県農工銀行設立、翌九九（同三二）年の農会法、一九〇〇（同三三）年の産業組合法

やその他河川法・森林法・砂防法・耕地整理法などの立法措置は、すべてその運用の結果が地主制の強化へと機能するものであった。また、地主・小作関係を律するものとして見逃せない小作権の債権規定をもりこんだ明治民法が施行されたのは一八九八（明治三一）年のことであり、地主制の「半封建性」が法的にもう

表130 清水村農家負

| 1890（明治23）年分 | | | |
|---|---|---|---|
| | 負債 | 貸金 | 貯金 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 大地主 | 15,855.000 | 15,613.000 | 21,300.000 |
| 自作 | 6,899.500 | 7,358.000 | 20,027.910 |
| 小作 | 3,935.000 | 0 | 1,258.000 |
| 計 | 25,689.500 | 22,971.000 | 42,585.910 |

| 1899（明治32）年分 | | | |
|---|---|---|---|
| | 負債 | 貸金 | 貯金 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 大地主 | 35,951.000 | 28,755.000 | 21,380.500 |
| 自作 | 28,652.082 | 13,036.000 | 43,779.080 |
| 小作 | 3,925.300 | 0 | 2,385.700 |
| 計 | 68,528.382 | 41,791.000 | 67,545.280 |

| 1908（明治41）年分 | | | |
|---|---|---|---|
| | 負債 | 貸金 | 貯金 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 大地主 | 42,930.000 | 41,891.000 | 65,409.200 |
| 自作 | 76,329.280 | 10,704.000 | 31,571.600 |
| 小作 | 13,290.720 | 0 | 5,585.000 |
| 計 | 132,550.000 | 52,595.000 | 102,565.800 |

| 1911（明治44）年分 | | | |
|---|---|---|---|
| | 負債 | 貸金 | 貯金 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 大地主 | 45,500.000 | 43,580.000 | 90,278.049 |
| 自作 | 145,940.249 | 26,270.000 | 46,559.000 |
| 小作 | 8,598.000 | 0 | 13,251.200 |
| 計 | 200,038.249 | 69,850.000 | 150,088.249 |

表131　農家負債の状況およびその変遷
（明治23年を100とした場合）

| 種別 | 年度＼種別 | 大地主 | 自作農 | 小作 |
|---|---|---|---|---|
| 負債 | 明治23 | 100 | 100 | 100 |
| | 32 | 227 | 415 | 227 |
| | 41 | 271 | 1,106 | 338 |
| | 44 | 287 | 2,125 | 219 |
| 貸金 | 23 | 100 | 100 | 100 |
| | 32 | 120 | 177 | 0 |
| | 41 | 268 | 145 | 0 |
| | 44 | 279 | 357 | 0 |
| 貯金 | 23 | 100 | 100 | 100 |
| | 32 | 100 | 219 | 190 |
| | 41 | 307 | 168 | 444 |
| | 44 | 424 | 232 | 1,053 |

注）「三島郡清水村　農事調査」（織家文書）により作成。

らづけられることになった。

このような施策に庇護されつつ地主制は一層発展するとともに、一方では地主層は小作人対策を強め整備していったのであり、三島郡農事懇話会（設立年代不明、明治末及至大正初）が「農事ノ進歩発達ヲ図ルト共ニ、小作人ヲ誘掖（誘液）指導シ農家ノ風習ヲ改善スル」目的で設立されたのもそのような動向を示すものであった（近頃代一五二）。その会則説明文の中には「……近年小作人ト地主間ニ於テ往々紛議（紛カ）争論ノ声ヲ高フシ、……是畢竟種々ノ原因アルヘシト雖モ、抑モ亦小作米ノ標準区々ニシテ、地主其利害ヲ異ニシ、相互気脈ヲ通シ、一致ノ行動ヲ為スニ由ナキニ起因セスト謂フヘカラス……」とあって、地主相互の結束の強化がうたわれており、また他の箇所では「……挽近、小作人中農事ニ励精スルモノ殆ント稀ナリ、素ヨリ他ニ因由スル所アルヘシト雖モ、地主中小作人ヲ奨励スルモノ少ナキハ其一因タルヘシ、……故ニ小作人ニ相当利ヲ与ヘ、奨励ノ方法ヲ講スルハ頗ル急務タルヲ信スルナリ」と記されてもいたので

あった。

**清水村の農家経済**　明治後半期の農家の家計とくらしについて先にあげた清水村の「農事調査書」をもとに紹介しておこう。先述したように、清水村は高槻地方でももっともめぐまれた経済条件をもつ村であり、その状況を普遍視することができないのは当然である。史料的制約もあるが、しかし高槻地方の経済構成で決定的比重をもつ米穀の中でも最良の米質を誇る酒米生産地であった清水村を一つの典型例としてみておくことも無益ではなかろう。なお、この調査資料は先にも引用したが、明治後半より大正にかけての農事指導者であり同時にすぐれた農学者でもあった斉藤萬吉の実施した一九〇九（明治四二）・一九一二（大正元）・一九一三（同二）年の三回にわたる調査の中、その第二回目の一九一二（大正元）年の調査結果と考えられる〔『明治大正農政経済名著集』第九巻、解題〕。

表一三〇は大地主・自作農・小作人の負債・貸金・貯金よりみた各層の貸借状況の結果を示したものである。「……明治二十三年頃ハ比較的負債少カリシカ、時世ノ進運ト共ニ通貨ノ膨張、諸物貨（マヽ）ノ昂騰、公租ノ増加、生活程度ノ向上スルニ反シ、米価ハ比較的低廉ナルト此年暖気ノ為メ寒天製造業ニ多大ノ失敗ヲ受ケタル為メ一時ニ負債ノ層高ヲ示セシナリ」と同調査書にあるように、高率小作料の圧迫をうける経済的基礎条件の弱い小作層のみでなく、むしろ自作層が明治後期に入って大きな負債をかかえこみ、米価がややもちなおしてくる明治末になっても回復しえていないことが判明するが、寒天業の失敗による面も大きかったであろう。寒天業の投機的性格のしからしむるところである。このことは表一三一にみられるように、自作農の負債がとくにその膨張の度合のはげしいことにもあらわれているが、これは単に先述のように寒天業の不

営の変遷

| 1908年（明治41） | | 1911年（明治44） | |
|---|---|---|---|
| 小作人 | 自作農 | 小作人 | 自作農 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| 43.550 | 46.900 | 52.785 | 54.665 |
| 14.400 | 16.200 | 21.600 | 24.000 |
| 2.610 | 2.700 | 3.100 | 3.400 |
| 0.128 | 0.128 | 0.128 | 0.128 |
| 0.240 | 0.240 | 0.290 | 0.290 |
| 0.180 | 0.180 | 0.210 | 0.210 |
| 0.214 | 0.214 | 0.275 | 0.300 |
| 61.322 | 66.562 | 78.388 | 82.993 |
| | | | |
| 0.350 | 6.885 | 0.410 | 6.930 |
| 0.855 | 0.855 | 1.040 | 1.040 |
| 10.700 | 13.000 | 15.200 | 16.300 |
| 15.800 | 16.800 | 15.800 | 16.800 |
| 26.800 | — | 30.160 | — |
| 3.000 | 3.000 | 3.200 | 3.200 |
| 3.000 | 6.200 | 4.080 | 8.510 |
| 60.505 | 46.740 | 69.890 | 52.780 |

振のみでなく、公租等諸負担の重圧も加わった結果とみられるのである。このことはまた表一三二によっても充分確認できることであり、公租の中でもとくに村税地価割・戸数割の比重が大きかったのである。

しかし、二毛作中田の経営状態を示す表一三三により、小作人と自作農の収支を比較するとき、後者の優

表132 清水村農業経

A） 二毛作中田之部　収　入（一反歩）

| | 1890年（明治23） | | 1899年（明治32） | |
|---|---|---|---|---|
| | 小作人 | 自作農 | 小作人 | 自作農 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 米 | 18.630 | 20.010 | 39.000 | 41.250 |
| 麦 | 7.140 | 7.560 | 15.300 | 15.750 |
| 藁其他 | 0.840 | 0.945 | 1.584 | 1.740 |
| 畦畔大豆 | 0.064 | 0.064 | 0.120 | 0.120 |
| 砕米 | 0.096 | 0.096 | 0.170 | 0.170 |
| 糀 | 0.075 | 0.075 | 0.180 | 0.180 |
| 糀糖 | 0.063 | 0.063 | 0.128 | 0.130 |
| 計 | 26.908 | 28.813 | 56.482 | 59.340 |

B） 二毛作中田之部　支　出（一反歩）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 公課其他 | 0.220 | 2.345 | 0.305 | 5.950 |
| 種子代 | 0.305 | 0.305 | 0.530 | 0.530 |
| 肥料代 | 5.650 | 6.900 | 8.200 | 10.000 |
| 人夫賃 | 5.750 | 5.750 | 11.500 | 12.600 |
| 小作料 | 11.040 | — | 22.500 | — |
| 農具代 | 0.500 | 0.500 | 1.500 | 1.500 |
| 雑費 | 0.500 | 2.510 | 1.020 | 3.550 |
| 計 | 23.965 | 18.310 | 45.555 | 34.130 |

注）1.「三島郡清水村農事調査」（織家文書）により作成。
2. 収入合計の一部計算まちがえと思われるものについては修正した。

状況および変遷（階層別）

(2) 自作農

総収入中に占める肥料購入費と諸負担の比率の変遷

| 種別＼年度 | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| 肥料購入費/総収入 | 8.9% | 10.9% | 10.6% | 10.1% |
| 諸負担/総収入 | 19.9 | 17.4 | 18.4 | 14.0 |

(3) 小作人

総収入中に占める労働収入と負債の比率の変遷

| 種別＼年度 | 1890年（明治23） | 1899年（明治32） | 1908年（明治41） | 1911年（明治44） |
|---|---|---|---|---|
| 労働収入/総収入 | 17.5% | 18.4% | 24.7% | 25.2% |
| 負債/総収入 | 33.5 | 21.9 | 29.7 | 26.9 |

注）「三島郡清水村農事調査」（緑家文書）により作成。

位は歴然としており、その決定的な差は自作農に賦課される公課と小作人が収奪される小作料の差に帰するのであり、後者は前者の平均約四・五倍に達したのであり、半封建的な地主・小作関係による高率小作料の重圧を物語っていた。

ついで、この調査書に典型例として引用されている大地主（専ヲ小作料ニ由テ家計ヲ立ツルモノ）、自作農（地主ニシテ自ラ所有地ヲ耕作スルモノ）、小作人（全ク土地ヲ所有セズ他人ノ土地ヲ耕作シテ家計ヲ立ツルモノ）の経営状況の特質をみてみる（表一三三）。

大地主の場合、「田所得」（小作米収入）が生産的所得の中で決定的比重を占めているのは当然であるが、その収

表133 清水村農家経済の

(1) 大地主

㋑ 所得別比率の変遷

| 種別＼年度 | 1890年(明治23) | 1899年(明治32) | 1908年(明治41) | 1911年(明治44) |
|---|---|---|---|---|
| 田所得 | 24.8 % | 30.2 % | 29.8 % | 31.9 % |
| 畑〃 | 1.3 | 1.6 | 1.6 | 1.8 |
| 山林〃 | 6.3 | 13.6 | 17.6 | 18.4 |
| 貸金其他所得 | 67.6 | 54.6 | 51.0 | 47.9 |
| 総計 | 100 | 100 | 100 | 100 |

㋺ 総収入中に占める公租諸負担の比率の変遷

| 種別＼年度 | 1890年(明治23) | 1899年(明治32) | 1908年(明治41) | 1911年(明治44) |
|---|---|---|---|---|
| 諸負担/総収入 | 14.99 % | 17.11 % | 16.37 % | 12.98 % |

㋩ 所得諸負担比較表

| 種別＼年度 | 1890年(明治23) | 1899年(明治32) | 1908年(明治41) | 1911年(明治44) |
|---|---|---|---|---|
| 貸金其他所得 | 100 | 150 | 163 | 163 |
| 田所得 | 100 | 226 | 259 | 295 |
| 諸負担 | 100 | 212 | 235 | 198 |

注) 明治23年を100とする。

入に占める「貸金其他所得」（その他とは株式配当、債券等の利子などであろう）の農外収入比率が五〇パーセント内外を占め、大都市近郊の寄生地主のあり方を示している。同時に、公租など諸負担が総収入の一五パーセント前後を占めてその所得を圧迫しており、地価修正運動への衝動の源をうかがい知ることができる。

自作農の場合は公租諸負担が総収入の一五パーセントを占めて地主以上にその重圧が加わっていることと、肥料購入費の比重の大きさが目立っている。

小作人の場合は総収入の二〇パーセント内外を占める農業関係以外の労働収入によりかろうじて家計を維持しており、にもかかわらず負債が総収入比で二〇～三〇パーセントを占めているところにその苦しい家計が推察されるのである。